

いのちを支える標茶町自殺対策計画

誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり

計画期間：2018年度～2022年度



S H I B E C H A

2019年3月

標茶町

はじめに

日本における年間自殺者数は、警察庁自殺統計によると、平成10年に32,863人となり、平成15年には統計を取り始めた昭和53年以降で最多の34,427人となりました。

平成10年は、社会状況の変わり目とされる年との指摘もあり、セクシャル・ハラスメント相談件数の急増、児童虐待相談処理件数の急増、高校の中退率の上昇、失業率やフリーターの増加率の悪化などが問題視された時期でもあると言われ、また、平成9年から平成10年にかけては、大手金融機



関が連鎖的に経営破たんした時期でもあり、日本経済が低迷する中で賃金が低下するとともに、非正規雇用の増加傾向が強まってきたとの分析もされています。

本町においては、統計上把握している自殺数では、平成12年に6名を最多として、毎年1名から3名という推移を示しているところです。

自殺の原因には様々な理由があり、その原因は単純ではなく、多くの場合は様々な要因が重なって、自殺に至ると言われています。

自殺の現状に対して国では、平成18年10月に「自殺対策基本法」を施行し、平成19年6月の「自殺総合対策大綱」の策定を中心に、様々な自殺に関する対策を行ってきましたが、自殺者数は減ることはなく、平成23年までは3万人を超えている状況でした。

平成24年8月に新たな「自殺総合対策大綱」を閣議決定し、その中で今後の課題として、地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換が指摘され、地域における「自殺対策力」の強化を図る必要があるとして地域自殺対策強化交付金を創設し、対応を図った以降自殺者数は減少に転じたものの、先進国としては、未だ高い水準にあります。

平成28年3月「自殺対策基本法の一部を改正する法律」が可決成立し、4月1日から施行されることとなり、市町村においても地域の実情を勘案して、自殺対策計画を定めることとされ、地域における自殺対策を推進するべく、本町においては、平成30年度に自殺対策計画の策定に取り組むこととしました。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」とのことですが、危機に陥った人の心情や情景を理解するには難しい現実があるのもまた事実であり、危機に陥った場合に誰かに援助を求めても良いという、地域の共通認識が成り立てば、標茶町第4期総合計画に掲げる「町民誰もが元気で健康でいきいきと暮らしていける地域づくりをめざし、『これからも住み続けたい』と思えるまちづくり」という基本の姿に、多少なりとも近づくものと考えています。

人が生きるということに、行政はどのように関わっていけば良いのか。自殺が無くなるまで、私どもの地域社会のあり方を含めて、「いのちを支える標茶町自殺対策計画」を基本に取り組んでまいります。

「いのちを支える標茶町自殺対策計画」の策定に関し、標茶町福祉施策検討委員会委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました関係各位に心から感謝申し上げます。

2019年3月

標茶町長 佐藤 吉彦

目次

第1章 計画策定の趣旨等	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
第2章 標茶町の自殺の特徴	
1. 自殺者の推移	2
2. 男女別年齢別自殺者数	4
3. 有職者、無職者の割合	4
4. 同居人の有無別にみた自殺率	4
5. 自殺未遂者の状況	4
6. 支援が優先されるべき対象群	5
7. 自殺の原因（危機経路）	6
第3章 いのちを支える自殺対策への取り組み	
自殺対策の基本的な考え方	7
基本施策	
1. 地域におけるネットワークの強化	10
2. 自殺対策を支える人材の育成	12
3. 住民への啓発と周知	13
4. 生きることの促進要因への支援	15
5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	20
重点施策	
1. 高齢者	21
2. 勤務・経営	23
3. 生活困窮者	25
評価指標	27
第4章 自殺対策の推進体制	29
第5章 標茶町生きる支援事業一覧	30
参考資料	
1. 自殺対策基本法	48
2. いのちを支える標茶町自殺対策連携会議設置要綱	52
3. 策定の経過	53

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」と言われてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあるなど、効果がみられています。

しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺で亡くなる人数は2万人を下回らないなど、今だ課題は大きいままです。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、施行から10年目の節目に当たる平成28年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきことなどが基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、すべての都道府県及び市町村が「自殺対策計画」を策定することになりました。

これらの背景を踏まえ、標茶町が行う「生きる支援」に関連する事業を総動員して、全面的な取り組みとして自殺対策を推進するため、この度「いのちを支える標茶町自殺対策計画」を策定しました。本計画の実行を通して、「誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり」を目指してまいります。

2. 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、中長期的な視点を持って継続的に自殺対策を推進していくため、本計画を「標茶町第4期総合計画」の基本目標「健やかに暮らせるまちづくり」の方針に位置づけます。

3. 計画の期間

国の自殺総合対策大綱が概ね5年を目途に見直しが行われることを踏まえ、本計画の推進期間は2018年度から2022年度の5年間とします。

※新元号以降の表記については西暦表記とする。

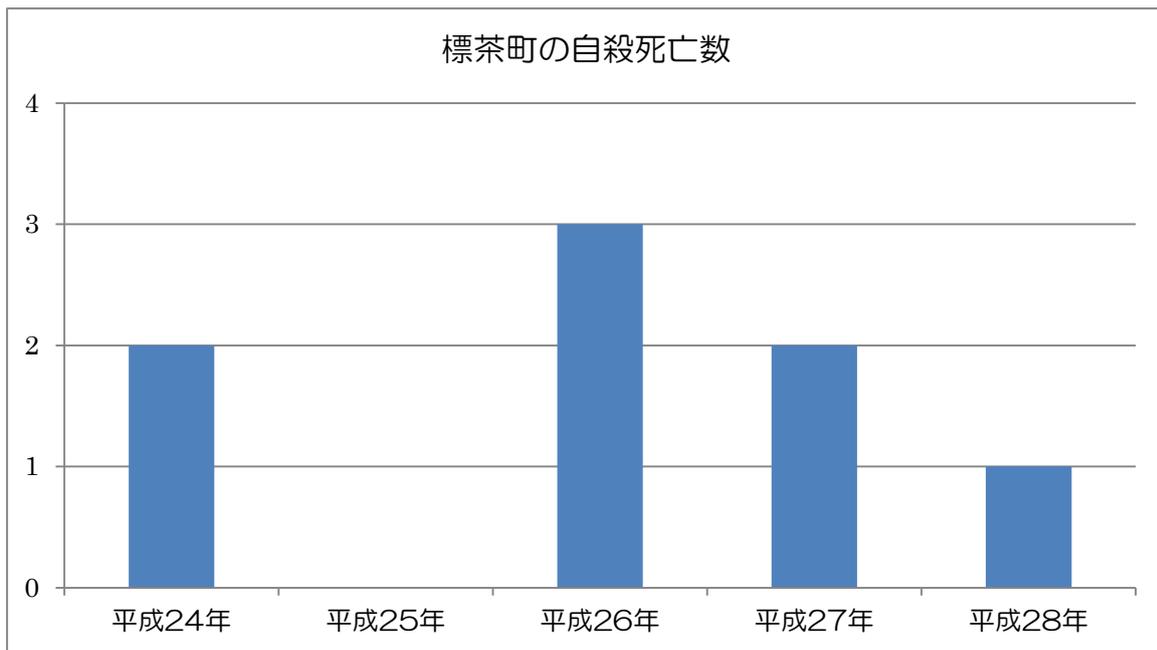
第2章 標茶町の自殺の特徴

1. 自殺者の推移

(1) 自殺者数の推移

本町の年間自殺者数は、平成24年度から平成28年度の5年間の平均は1.6人で、年による増減はありますが、おおむね横ばいの状況となっています。

(単位：人)



出典：自殺実態プロフィール【2017】

自殺死亡数の推移

(単位：人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
標茶町	2	0	3	2	1
北海道	1,267	1,216	1,130	1,094	978
釧路管内	62	64	54	39	45

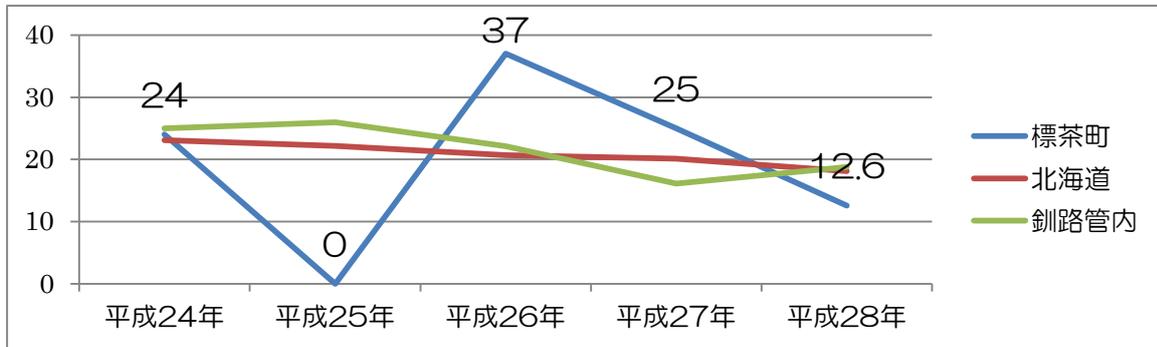
出典：自殺実態プロフィール【2017】

(2) 自殺死亡率の推移

人口 10 万人当たりの自殺死亡者数を表す自殺死亡率（以下「自殺率」という）は、北海道、釧路管内に比較しても高い状況にはありません。

自殺率の推移

単位 自殺率（人口 10 万対）



出典：自殺実態プロフィール【2017】

自殺率の推移

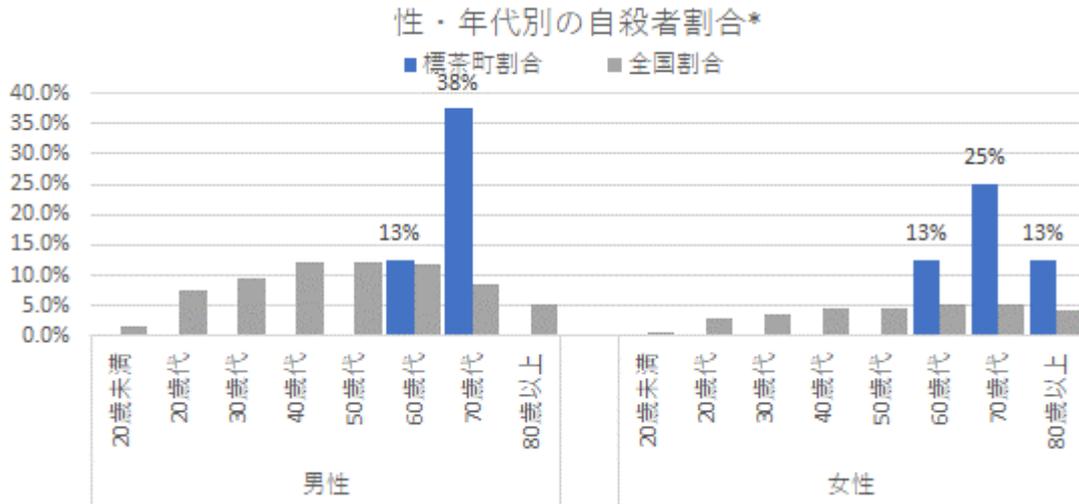
単位 自殺率（人口 10 万対）

	平成 24～28 年合計	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
標茶町	19.7	24.0	0.0	37.0	25.0	12.6
北海道	20.9	23.1	22.2	20.7	20.1	18.1
釧路管内	21.6	25.0	26.0	22.1	16.1	18.8

出典：自殺実態プロフィール【2017】

2. 男女別年齢別自殺者数

平成 24 年から平成 28 年までの標茶町における自殺者について、性別・年齢階級別で見ると、男性、女性とも 70 歳代が多くなっています。また、60 歳代女性、80 歳代女性の割合も全国に比べると多くなっています。



出典：自殺実態プロフィール【2017】

3. 有職者、無職者の割合

本町における自殺者について有職者の有無で見ると、有職者 71.4%、無職者 28.6%となっています。有職者のうち、自営業・家族従事者が 6 割、被雇用・勤め人が 4 割となっています。

4. 同居人の有無別にみた自殺者率

本町における自殺者について、同居人の有無をみると約 9 割に同居人があり、遺された家族がいる状況です。

5. 自殺未遂者の状況

本町の自殺者のうち、25%に自殺未遂歴があります。

自殺者における未遂の有無

(単位：%)

自殺未遂歴	あり	なし	不明
標茶町	25.0%	75.0%	0%
北海道	21.7%	58.4%	19.9%
釧路管内	21.6%	60.6%	17.8%

出典：自殺実態プロフィール【2017】

6. 支援が優先されるべき対象群

平成24年～28年の5年間における自殺実態について、自殺対策推進センターの「地域自殺実態プロフィール」（以下「プロフィール」という）によると、本町における自殺で亡くなる人の割合の多い属性（性別×年代別×職業の有無別）の情報から、「高齢者」「勤務・経営」「生活困窮者」に関わることが多いと考えられる状況が示されました。これらを本計画の重点施策に位置づけ、対策を推進していきます。

地域自殺実態プロフィール【2017】

【北海道標茶町】

推奨される重点パッケージ

重点パッケージ	高齢者 勤務・経営 生活困窮者
---------	-----------------------

7. 自殺の原因（危機経路）

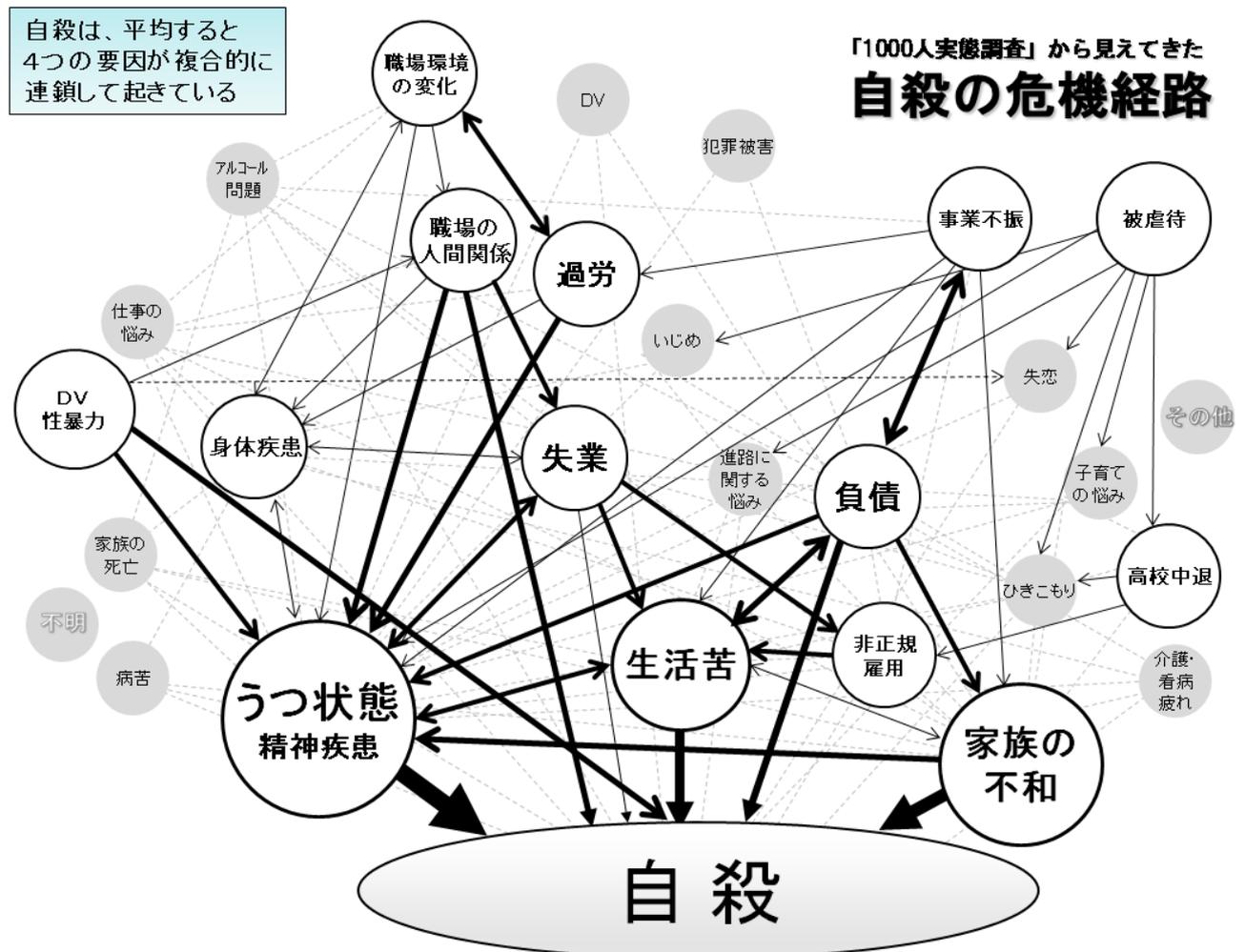
プロフィールによると、北海道、釧路管内の自殺の原因は、健康問題、経済生活問題、家庭問題が多くなっています。（標茶町は件数が少ないため非公開）

しかし、自殺の原因は単純ではなく、多くの場合様々な要因が重なって、自殺に至るといわれています。

下記は、NPO 法人自殺対策支援センターライフリンクが行った自殺の実態調査から見てきた「自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）」です。

円の大きさは要因の発生頻度を表しています。円が大きいほど、その要因が抱えられていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。矢印が太いほど、因果関係が強いということを示しています。

自殺の直接的な要因としては「うつ状態（精神疾患）」の円が最も大きくなっていますが、うつ状態になるまでには複数の要因が存在し連鎖しています。自殺で亡くなった人は「平均4要因」を抱えていたことがわかっています。



出典：NPO 法人ライフリンク「自殺の危機経路」

第3章 いのちを支える自殺対策への取り組み

自殺対策の基本的な考え方

1. 自殺対策の基本理念

自殺総合対策大綱では、自殺対策の本質が「生きることの支援であること」を改めて確認し、「いのちを支える自殺対策」という理念を全面的に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとしています。

本町においても、「誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり」を目指すことを基本理念とし、関係機関・団体と連携を図りながら、自殺対策を推進していきます。

2. 自殺対策の基本方針

本町における自殺対策においては、町の自殺の現状と課題を踏まえ、次のような基本方針に基づいて取り組みます。

(1) 生きることの包括的な支援として自殺対策を推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺のリスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個々の人の問題解決に取り組む「対人支援のレベル」、支援関係機関同士の連携を深めていくことで支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて人を自殺に追い込むこと

のない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。社会全体で自殺リスクの低下につながり得る効果的な対策を講じるためには、それぞれのレベルにおける取組を、強力かつ総合的に推進していくことが重要です。

また、時系列的な対応として、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。

加えて「自殺の事前対応の更に前の段階での取組」として、学校では児童生徒を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされます。

(4) 自殺対策における実践的な取組と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、自殺に対する基本的な理解や、危機に陥った人の心情や背景への理解を深め、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが求められます。

すべての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインを早期に察知し、抱える問題に応じて関係機関や精神科医等の専門家につなぐとともに、協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

(5) 関係者の役割を明確にし、関係者同士が連携・協働して取り組む

自殺対策を通じて、「誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり」を実現するためには、町だけでなく、国や県、関係機関、団体、企業、そしてなにより町民の皆さん一人ひとりと連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。そのためには、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化し、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

3. 自殺対策の施策

国（厚生労働省）は、ナショナル・ミニマムとして全国的に実施されることが望ましい自殺対策事業を基本施策としています。本町はこれに基づき、下記の5つを基本施策として推進していきます。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることへの促進要因への支援
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

また、自殺総合対策推進センターが地域の自殺の実態を詳細に分析して作成した、プロフィールに基づき、地域特性の把握と課題の整理を行い、優先的な課題となり得る下記の3つを重点施策として推進していきます。

重点施策1 高齢者

- 2 勤務・経営
- 3 生活困窮者

基本施策 1 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、関係機関が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。それぞれが果たす役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築し、積極的に自殺対策に参画することのできる環境を整えていきます。

1. 地域における連携

保健・医療・福祉・教育・労働等、関係する機関や団体等のネットワークを強化し、地域で支えるまちづくりを推進します。

取組	内容【担当課・係・団体】
消防関係職員、防犯協会等との日常的連携	自殺の危機等に関する情報を共有することで、実務上の連携の基礎を築きます。【総務課交通防災係】
あんしんネットワーク推進事業	<p>① 高齢者見守り部会 民生委員、社協、町内会、金融機関等の関係機関で構成しており、高齢者等の支援を行うとともに関係機関の連携強化を図ります。</p> <p>② 高齢者虐待部会 高齢者虐待の相談があった際に実態把握を行い、コアメンバー会議を開催し虐待かどうかの判断を行います。</p> <p>③ SOSネットワーク 認知症等により徘徊の恐れのある方を事前に登録し、行方不明時の早期発見、その後の支援を関係機関と連携し取組を進めます。 【地域包括支援センター】</p>
いのちを支える標茶町自殺対策連携会議	生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺の防止を図り、誰も自殺に追い込まれることなく、生きることになる地域を実現する施策を検討します。【保健福祉課健康推進係】

2. 特定の問題に対する連携

さまざまな問題が複雑化する前に、早い段階で気づき、適切な相談先につなぎ支援できるよう連携体制の整備を行います。

取組	内容【担当課・係・団体】
要保護児童対策協議会	虐待への対応を糸口に、当人や家族等、援護者を支援していくことで、背後にあるさまざまな問題を察知し、適切な支援先へつなぎます。【保健福祉課児童福祉係】
妊婦一般健康診査 産婦健康診査	適切な時期に医療機関を受診することで、異常が早期に対処され、メンタルヘルスの不調を抱える妊産婦に対する支援を行い、医療機関や産後ケア等につなぎ、連携して支援します。【保健福祉課健康推進係】
養育者支援保健・医療連携システム	育児不安や支援者不足等で、継続的に支援や見守りが必要な方について、関係機関と連携して課題に対応、丁寧に関わることで孤立を防ぎます。【保健福祉課健康推進係】

基本施策２ 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期の「気づき」が重要です。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会を確保していきます。

1. 自治体職員を対象とする研修

職員の資質向上のために研修の実施・参加に努めます。

取組	内容【担当課・係・団体】
ゲートキーパー研修	自殺に対する認識と危機感を共有し、どの職員も住民のSOSに気づき、速やかに連携・支援につながるようゲートキーパー研修を実施します。【総務課職員係・保健福祉課健康推進係】
メンタルヘルス研修	職員自らの心の健康づくりの推進や部下のストレス等による心身の変化にいち早く気づくために職員研修を行います。【総務課職員係】
職員研修の実施	各種税金や保険料についての相談をする住民や、介護施設入所者とその家族等は、生活面でさまざまな問題や困難を抱えているため、早期に気づき、支援へとつなげるようにします。また、対住民や対職員間のやり取りの中で危険因子を察知し、寄り合いながら支援できる役割を担っていけるよう研修を開催していきます。【総務課・税務課・やすらぎ園】

2. 一般住民を対象とする研修

民生児童委員や保健推進委員、地域ボランティア、関係機関を中心に研修会を開催し、地域で支える担い手を育成します。

取組	内容【担当課・係・団体】
ゲートキーパー研修	民生児童委員、保健推進委員、その他町民の団体に対して、自殺の現状やうつ病の知識を伝え、傾聴や相談先へのつなぎ方を学習することで身近な相談者を増やします。【保健福祉課健康推進係】
認知症サポーター養成講座	認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成することで、負担の大きい認知症を介護する家族に対して、早期の「気づき役」としての役割を担ってもらいます。【地域包括支援センター】

基本施策3 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、いのちや暮らしの危機に陥ったときには、誰かに援助を求めることが適切であるということの理解を促進することを通して、自分の周りにもいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという、自殺対策における町民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発を促進していきます。

1. こころの健康づくり・生きる支援についての知識の普及・啓発

こころの健康づくりの正しい知識やストレスへの対処法、さまざまな相談窓口について、パンフレット等の配布を通じて、普及・啓発を図ります。

取組	内容【担当課・係・団体】
交通安全教室	幼児や児童生徒、高齢者を対象に実施し、人生の各ステージにおいて、いのちの大切さについて理解の促進を図ります。【総務課 交通防災係（標茶町交通安全運動推進協議会）】
関連図書コーナーの設置	「いじめ」「自殺」「貧困」「介護」等関連する題材の図書コーナーを設置し、自殺防止の啓発をすすめます。【図書館】
テーマ別ガイドリスト（パスファインダー）の作成	関連図書を検索しやすいよう、パスファインダーを作成し、悩み解決の手助けや相談先の情報提供につなげます。【図書館】
パンフレット等の配布	気軽に自分の健康チェックができる「健康まつり」や住民の集まる場所等に、こころの健康に関する普及啓発パンフレットを設置配布します。【保健福祉課健康推進係】

2. 住民向け講演会・イベント等の開催

こころの健康づくりに関連するテーマについて、住民向けの講演会・イベント等を開催し、普及・啓発を図ります。

取組	内容【担当課・係・団体】
健康教育	健康づくり講演会や、各地域等の健康教育の機会に、こころの健康づくりに関することをテーマにし、保健推進委員や食生活改善推進員と連携しながら知識の普及・啓発を図ります。【保健福祉課健康推進係】
文化活動支援事業 (文化バスの運行、標茶町文化講演会支援事業)	文化芸能活動の鑑賞の機会を提供したり、講演会の開催の支援を行うことで、人との交流を図り生きがいづくりを促進します。【社会教育課社会教育係】

※ゲートキーパー研修および認知症サポーター養成講座は、人材育成を参照。



ゲートキーパー研修

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組が必要です。さまざまな分野において「生きることの促進要因」を支援する対策を推進していきます。

1. 居場所づくり

孤立のリスクを抱えるおそれのある人を対象として、孤立を防ぐための居場所づくりの提供と周知を図ります。また、家族に対しての支援を実施し、負担軽減を図ります。

取組	内容【担当課・係・団体】
産前産後サポート事業「マタニティサロン」	妊産婦を対象に母親同士の仲間づくりを目的とした交流の機会を設けることで、孤立や不安の軽減を図ります。専門職が入ることで個別に支援が必要な方の早期発見と対応に努めます。【保健福祉課健康推進係】
子育て支援事業 (子育てサロン、遊びの広場、わんぱく等)	親子が他者と出会い交流する中で、孤立した子育て環境を防ぎ、育児不安の軽減を図ります。また、子育てに関する相談支援、情報提供を行います。【子育て支援センター】
保育所・学童保育所	子どもの預かりを通して、子どもの居場所の確保と家庭の困りごと等の気づき・つなぎ役として必要な関係機関と連携して対応します。【保健福祉課児童福祉係】
児童館	子どもの遊びを通して人間関係の形成や社会性の発達を育みます。子どもの変化に気づき・つなぎ役として必要な関係機関と連携して対応します。【児童館】
幼少年事業 (しべちゃアドベンチャースクール、あさかつ事業)	多様な学びの活動の体験と交流から、コミュニケーション能力や自己肯定感を高め、豊かな人間性と自他ともに認めあえる力を育みます。【社会教育課社会教育係】
地域生活支援事業「日中一時支援事業」	障がい者(児)の日中の活動の場を確保して、自立に向けた支援を行い、家族の介護負担軽減を図ります。【保健福祉課社会福祉係(NPO法人みなみなプレイス)】
障がい者地域活動支援センター運営事業	障がい者等が孤立することなく、他者とつながりあえるよう日中の居場所を提供します。【保健福祉課社会福祉係(地域活動支援センターハート釧路)】
精神障がい者社会復帰施設等通所交通費の助成	在宅精神障がい者が社会復帰施設等に通うための交通費助成を行い通所を促進することで、本人の生きがいづくりや、家族の負担軽減を図ります。【保健福祉課社会福祉係】
介護者のつどい	介護者同士が悩みを共有したり、情報交換を行う場を月1回設けることで、介護負担の軽減や介護者相互の支えあいを促進します。【地域包括支援センター】

取組	内容【担当課・係・団体】
健康づくり運動指導員の 自主グループへの運動指導	健康の維持や介護予防のための体操やレクリエーション等を通して参加者同士の仲間づくりを促進し、居場所づくりを支援します。【社会教育課保健体育係】
公民館講座 (文化・スポーツ事業)	子どもから高齢者まで対象を幅広く設定し、趣味等を通して、人とのふれあいと居場所づくりの場を提供します。【各公民館】

2. 相談体制の充実

身近な機関でさまざまな相談を受けるなか、適切な相談場所へつなぐことができるよう、相談窓口体制を充実していきます。

取組	内容【担当課・係・団体】
健康相談	毎週月曜日を定例相談日とし、その他随時電話や来所相談で健康に関する相談を受け、必要な関係機関につなぎます。【保健福祉課健康推進係】
各種保健事業 (総合住民健診、健康教育、家庭訪問、健康まつり等)	健康づくりに関する各種事業を通して、健康に関心を持つ、自らの健康チェックができる、病気を予防することができるよう働きかけます。【保健福祉課健康推進係】
住民相談	地域住民に身近な公民館であらゆる悩み相談を受け、必要な関係機関につなぎます。【各公民館】
民生委員・児童委員による地域の相談支援	住民の身近な相談役としてさまざまな悩み相談にのり、必要な関係機関につなぎます。【保健福祉課社会福祉係】
人権に関する相談	家庭内や近隣とのめごと等について、人権擁護委員が相談を受け、内容に応じて関係機関と連携して支援します。【企画財政課地域振興係】
各種母子保健事業 (妊婦相談、パパママ教室、産前産後サポート事業、産後ケア事業、新生児・産婦訪問、離乳食学習会、乳幼児健診)	ライフスタイルが大きく変わり、悩みや不安を抱えやすい妊娠・出産・子育て期に、それぞれの段階に応じた支援を行うことで産後うつや育児困難に対応し、関係機関と連携して支援します。【保健福祉課健康推進係】
子ども発達支援事業	発達の遅れや障がいのある児童とその家族に対して、療育指導及び保護者の不安や悩みに対応し、すこやかな発達促進と育児負担の軽減を図ります。【子ども発達支援センター】
巡回児童相談	児童相談所による巡回相談で、児童の発達等について相談を受けるなかで家庭の悩みごと等について対応していきます。【保健福祉課児童福祉係】
障がい年金相談、年金保険料免除相談	障がいや失業等深刻な悩みを抱える相談を通して、必要に応じて関係機関と連携して支援します。【住民課年金保険係】
障がい者に関する相談	障がい者等のさまざまな相談に、身体・知的障がい者相談員や地域生活相談支援センターが応じ、必要な情報提供や助言を行います。【保健福祉課社会福祉係（地域生活相談支援センターハート釧路）】
医療相談	患者やその家族の相談から問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につないだり、相談先の情報提供を行います。【町立病院医療相談係】

介護に関する相談	高齢者やその家族の介護に関する相談を最初にキャッチする窓口であり、その生活と介護の状況を把握して関係機関と連携して支援します。【地域包括支援センター】
やすらぎ園施設入所相談	入所手続きの中で、家族の困りごとがないか相談を受ける中で、必要な支援先につなぎます。【やすらぎ園生活相談係】

3. 各種団体との連携

誰もが健やかに生活できる環境を整えることで、生きることの促進要因を増やしていきます。

取組	内容【担当課・係・団体】
社会福祉協議会	地域福祉推進の中核となる社会福祉協議会が行う各種福祉活動を通して、住民のさまざまな悩みや相談に対応し、関係機関と連携して支援します。【保健福祉課社会福祉係】
保護司会	保護観察対象者は、さまざまな問題を抱えたケースが多く、ハイリスク者ともいえるので、保護観察活動を通して自殺リスクを低減します。【保健福祉課社会福祉係】
障がい者虐待防止センター	障がい者虐待の未然防止や早期発見の体制をとり、関係機関と連携しながら対応していきます。【保健福祉課社会福祉係（地域生活相談支援センターハート釧路）】
消費者協会	住民の安全で豊かな消費生活を目指して、消費教育・啓発を行います。【観光商工課商工労働係】

4. 自殺未遂者への支援

釧路保健所と連携し、本人や家族に対して適切な医療・相談ができる体制づくりを目指します。

取組	内容【担当課・係・団体】
釧路地域うつ・自殺予防対策ネットワーク会議	釧路保健所管内の自殺予防対策に関する行政、医療、消防、警察、労働、教育等に関する各機関及び関係団体等で構成されており、各機関の役割や情報交換を行い地域の実態や課題を共有することで、効果的な自殺予防の推進を図ります。【保健福祉課健康推進係（釧路保健所）】
こころの健康相談	こころの悩みを抱えている本人や家族に対して、精神科医や保健師が専門的に相談対応する「こころの健康相談」を紹介し、釧路保健所と連携して支援します。【保健福祉課健康推進係（釧路保健所）】

5. 遺された人への支援

釧路保健所と協力し、遺された人等に対する支援や自助グループ活動の取組について学び、相談体制の充実など総合的な支援に向けた取組を進めていきます。

取組	内容【担当課・係・団体】
こころの健康相談	遺された家族等へのこころのケアとして、精神科医や保健師が個別に相談を受けます。【保健福祉課健康推進係（釧路保健所）】

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

「生きる包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、SOSの出し方に関する教育を進めていきます。

1. SOSの出し方に関する教育の実施

取組	内容【担当課・係・団体】
いじめ根絶1学校1運動	いじめが原因で不登校に陥ったりしないように、一人ひとりが認め合い、支えあえるようにする学校づくりを児童生徒が主体となって取り組みます。【教育委員会指導室】
標茶町いじめ根絶こども会議	いじめは自殺の要因になる大きな問題であるため、「標茶町がいじめのない町になるために自分たちでできること」について、交流し、各学校・地区での取組につなげていきます。【教育委員会指導室】
人権擁護委員による「人権教室」	小中学生に対して、人権擁護委員による人権教室等を実施し、お互いを認め合う心の醸成を通して、いじめ防止の啓発を図ります。【教育委員会指導室】
児童生徒の自殺予防教育プログラム	小学校高学年～中学校を対象に、「援助希求態度の育成」「早期の問題認識（心の健康）」「ストレス対処能力の育成」の3点について保健体育や特別活動等の時間を活用して学習します。【教育委員会指導室】

2. SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

取組	内容【担当課・係・団体】
自殺予防に関する取組に対する職員研修	教職員向け研修の中で、自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深める機会とします。【教育委員会指導室】

重点施策 1 高齢者

高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいという高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要になってきます。

行政サービス、民間事業者のサービス等を適切に活用し、生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

1. 包括的な支援のための連携の推進

取組	内容【担当課・係・団体】
地域ケア会議推進事業	地域の高齢者が抱える問題等を地域ケア会議で共有し、適切な支援先へとつなぐことで関係機関での連携強化を図ります。【地域包括支援センター】
地域包括ケアシステム事業	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を図ります。【地域包括支援センター】
権利擁護事業 あんしんサポートセンター 「まもる」	認知症や精神障がい、知的障がいにより判断能力に不安がある人の権利を守る成年後見制度に関わる相談や支援を行います。【地域包括支援センター（社会福祉協議会）】

2. 地域における要介護者に対する支援

取組	内容【担当課・係・団体】
総合相談（包括的支援事業）	本人の生活の不安のほか、介護者の相談なども含めて介護に関する相談を受けます。【地域包括支援センター・保健福祉課介護保険係】
認知症施策総合推進事業	認知症に関する様々な相談から、本人・家族を支援し、医療機関・介護サービス事業所等と連携・調整します。【地域包括支援センター】
徘徊高齢者等位置情報検索システムの運営	徘徊高齢者等が位置情報検索システムの機器を身につけることにより、行方不明時に早期発見と迅速な対応の強化を図ります。【保健福祉課社会福祉係】
高齢者等住宅改修費の助成	在宅生活上において支障となる箇所を改修することにより、日常生活の向上を図ります。【保健福祉課社会福祉係】

3. 高齢者の健康不安に対する支援

取組	内容【担当課・係・団体】
緊急通報システムの設置	単身で暮らす高齢者等の世帯に設置し、体調の変化や心理面の不調など、何らかのリスクに気づくことができ、より安心した生活を確保します。【保健福祉課社会福祉係】
健康相談	健康不安や悩みを抱える高齢者等に対し、週1回健康相談の日程を設定している他、各老人クラブにおいても年3回健康相談に伺います。【保健福祉課健康推進係】
家庭訪問	健康や生活等の悩みや不安を抱える高齢者に対し、保健師が家庭訪問を行います。【保健福祉課健康推進係】
介護予防把握事業	65歳以上の高齢者に対して、介護が必要な状態にないかを把握し、把握した情報のなかで悩み等があれば必要な支援につなぎます。【保健福祉課健康推進係】
75歳以上高齢者訪問	75歳以上の単身高齢者・高齢夫婦世帯に対して、ヘルパーが訪問し、生活の様子や悩み等を聞いて、必要があれば適切な支援先へつなぎます。【ふれあい交流センター総務係】

4. 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

取組	内容【担当課・係・団体】
老人クラブ活動運営費の補助	運営補助金を支給し、高齢者の自主的グループ活動の推進を支援します。【保健福祉課社会福祉係】
敬老会の助成	体調の変化や心理面の不調等に早期に気づくことのできる敬老会に対して、開催費用の一部を助成します。【保健福祉課社会福祉係】
介護予防事業 ・生きがいリハビリ教室 ・転倒骨折予防教室 ・はつらつ料理教室	各種事業を通じて、身体機能や脳の活性化を図るとともに、参加者同士の交流を通して心身における健康の保持増進を図ります。【保健福祉課健康推進係】
給食宅配事業	毎週1回昼食宅配を行うことで、利用者の安否確認を行います。【ふれあい交流センター総務係】

重点施策２ 勤務・経営

政府の働き方改革実行計画において、改革の目指すところは「働く方一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るようにする」ことがあげられています。

働き盛り世代の勤務問題にかかる自殺対策は、勤務環境、労働環境の多様化に対応できるよう、単に職域、各事業所の対策だけではなく、行政の役割も重要であり、地域での周知、啓発が望まれています。

1. 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

職場環境の改善やメンタルヘルス対策についての普及啓発を図ります。

取組	内容【担当課・係・団体】
町職員・教職員のストレスチェック	職員のストレスチェックの結果等を活用することで、危険因子を察知し、高ストレス者へのカウンセリングや所属長への指導等職員に対する支援の強化を行います。【総務課職員係・教育委員会管理課】

2. 経営者・労働者に対する相談事業の実施等

さまざまな勤務経営問題に対し、関係機関との連携を図り、労働者や経営者を対象とした各種事業の実施、相談窓口の周知を推進します。

取組	内容【担当課・係・団体】
中小企業振興融資貸付事業	中小企業育成のため、低利による町特別融資制度を運用し、中小企業の経営安定を図ります。融資を行うことにより、中小企業の経営安定を図ることができるため、経営難となっている経営者への支援につなげます。【観光商工課商工労働係】
GOGO チャレンジショップ支援事業	町内の空き店舗を活用し、いのちを支えるための相談事業所やハイリスク者への支援を立ち上げようとする企業、NPO 団体等に助成を行うことで、経営者への包括的な支援につなげます。【観光商工課商工労働係】
労働者生活安定資金貸付事業	労働者向けに低利な生活資金融資制度を運用し、労働者の生活の安定と福祉の向上を目指します。相談時に困難な状況に陥った原因等を把握し支援につなぐ対応が可能になります。【観光商工課商工労働係】
冬季雇用対策事業	季節労働者の冬期間及び春先の失業期間の雇用促進を目的に公共施設の維持管理の事業を実施します。季節労働者の生活の安定を図り、生活が困難な状況に陥らないための対策を図ります。【観光商工課商工労働係】
特殊検診費助成	振動病の発症予防のため、特殊健康診断を実施する事業主に対し、検診料の一部を助成し労働者の福祉向上を図ります。職業病の予防対策を施し、生活が困難な状況に陥らないための対策を図ります。【観光商工課商工労働係】
求人情報提供事業	ハローワークから提供される町内を含む求人の情報を公開し、就労支援により、安定的な生活につなげます。【商工観光課商工労働係】
農地移動適正化あっせん事業	農業振興地域内の農用地等の所有権の移転、使用および収益を目的とする権利の設定・移転についてのアっせんを行い、農業経営の規模拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化を図ります。農地の権利移転申し出理由の中には経済的困窮の可能性もあることから、関係機関との情報の共有と連携により支援を行います。【農業委員会】

重点施策3 生活困窮者

生活困窮者の背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障がい、発達障がい、精神疾患、多重債務、介護、労働など、多様な問題を複合的に抱えることが多い傾向です。

生活困窮者は経済的な困窮だけでなく、社会的なつながりも少なく、自殺リスクが高い傾向にあります。

生活困窮者対策は、背景にある問題が複合的に関わることが多いことから、関係機関が連携しながら、包括的な生きる支援を図っていきます。

1. 相談支援の推進

複数の課題を抱える可能性のある生活困窮者に対し、生活保護受給と生活困窮者自立支援事業の周知啓発に努め、相談支援を図るとともに関係機関の連携を推進します。

取組	内容【担当課・係・団体】
無料法律相談（全道一斉すずらん法律相談）	借金、離婚、相続、遺言、不動産、消費者問題等相談者が抱えている問題について、弁護士による法律相談を受ける機会を設けます。 【総務課庶務係】
各種納付相談	公営住宅の入居や、上下水道料金、または税や介護保険料の納付などの相談で、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある可能性のある方を適切な相談先につなぎます。【税務課税務係、納税係、管理課管財係、保健福祉課社会福祉係、介護保険係、水道課管理係】
生活保護に関する相談	生活困窮者の抱える問題を把握し、必要に応じて生活保護申請や就労支援相談等の適切な支援につなぎます。【保健福祉課社会福祉係】
生活困窮者自立支援事業における関係機関の連携の促進（生活相談支援センターの紹介）	様々な理由により生活に困っている方に対し、経済的自立、日常生活自立、社会生活の自立を図るため、状況に応じた支援を受けられるよう生活相談支援センターにつなぎます。【保健福祉課社会福祉係】
特別児童扶養手当に関する事務	特別児童扶養手当の相談や受付または、手当証書の交付の際に受給者と対面することで、困難な状況の早期発見・早期対応への接点となり、必要時適切な相談先につなぎます。【保健福祉課児童福祉係】

2. 生活支援の充実

取組	内容【担当課・係・団体】
低所得者世帯の生活援助 (ほっとらいふ)	低所得者世帯に対し暖房費や水道代の費用の一部を助成することにより、生活の安定を図ることができ、経済的不安の軽減を図ります。【保健福祉課社会福祉係】
インフルエンザ・肺炎球菌 予防接種関連事務	幼児、児童生徒、高齢者のインフルエンザワクチンと、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種に対し、町民税非課税世帯、生活保護世帯は無料とし、経済的不安の軽減を図ります。また、申し込み時に面談をする機会となり、必要に応じて適切な相談先につなぎます。【保健福祉課健康推進係】
就学援助と特別支援教育就 学奨励費補助に関する事務	就学に際して経済的困難を抱える児童生徒は、その他にもさまざまな問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性があります。学校からの制度の周知文書や申請書の配布を行う際に、相談先の一覧等のリーフレットを配布することで情報提供の機会となります。【教育委員会管理課】

評価指標

国は自殺総合対策大綱において、自殺率を平成38年（2026年）までに、平成27年（2015年）と比べて30%以上減少させるとの数値目標を掲げていることから、標茶町は、2022年までに平成27年より減少させることを目指します。

1. 自殺対策全体の評価指標

評価指標	実績 平成27年（2015年）	目標値（2022年）
自殺率	25（人口10万対）	減少

2. 基本施策に対する評価指標

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

評価指標	実績（平成30年）	目標値（2022年）
いのちを支える標茶町 自殺対策連携会議開催数	年1回	年1回

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

評価指標	実績（平成30年）	目標値（2022年）
ゲートキーパー養成研修 開催回数	年1回	年1回
ゲートキーパー研修受講者の うち「自殺対策の理解が深まっ た」と回答した人の割合	なし	80% ※ゲートキーパー研修時 アンケート

基本施策3 住民への啓発と周知

評価指標	実績（平成30年）	目標値（2022年）
ゲートキーパーという言葉を知っている人の割合	なし	50% ※ゲートキーパー研修時 アンケート
自殺対策強化月間に合わせて、 こころの健康について広報記 事に取り上げる	年1回	年1回

基本施策4 生きることの促進要因への支援

評価指標	実績（平成30年）	目標値（2022年）
全ての妊婦に産前産後の相談窓口やサービスについて周知する	全妊婦	全妊婦
こころの健康相談を周知する	年1回	年1回

基本施策5 SOSの出し方に関する教育の実施

評価指標	実績（平成30年）	目標値（2022年）
児童生徒の自殺予防教育プログラムをすべての小中学校で実施する	40% ※小学校6校は未実施 中学校は実施済み	100%

3. 重点施策に対する評価指標

重点施策1 高齢者

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう相談・支援体制の充実を図り、自分らしくいきいきと暮らしていけるように支援します。

重点施策2 勤務・経営

さまざまな勤務問題に対し、庁内関係課や関係機関との連携を図りながら、経営者勤労者を対象とした各種事業の実施や、メンタルヘルス対策について普及啓発します。

重点施策3 生活困窮者

生活困窮者対策は、相談窓口の情報が得られやすいよう周知を行い、庁内関係課や関係機関が連携をしながら相談体制の充実を図ります。

第4章 自殺対策の推進体制

1. 計画の周知

本計画を推進していくために、町民一人ひとりが自殺対策の重要性を理解し、取組を行えるよう、ホームページ等様々な媒体を活用し、計画の周知を行います。

2. 推進体制

自殺対策を推進するため、「いのちを支える標茶町自殺対策連携会議」を設置し、標茶町における総合的な対策を推進します。

3. 進行管理

本計画の取組状況や目標値については、事務局である保健福祉課健康推進係で把握し、計画の適切な進行管理に努めます。

第5章 標茶町生きる支援事業一覧

<基本施策>

1. 地域におけるネットワークの強化 (1)地域における連携 (2)特定の問題に対する連携

No.	課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
						ネット ワーク 強 化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 活 支 援	児 童 生 徒 の SOS	高 齢 者	勤 務 経 営	生 活 困 窮 者
(1)地域における連携													
1	総務課	消防関係事務	消防関係職員との日常的連携	自殺の危機等に関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。	交通防災係	○							
2	総務課	防犯関係事務	防犯協会、関係機関との日常的連携	自殺の危機等に関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。	交通防災係	○							
3	保健福祉課	いのちを支える標茶町自殺対策連携会議	庁内関係部署の連携と協力により、自殺対策を推進するために設置	生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺の防止を図り、誰も自殺に追い込まれることなく、生きることに前向きになる地域を実現する施策を検討する。	健康推進係	○							
4	地域包括支援センター	あんしんネットワーク推進事業(高齢者見守り部会)	高齢者等の見守りに関する事業	民生委員、社協、町内会、金融機関等の関係機関で構成するあんしんネットワーク事業に取り組み、高齢者等の支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図ることで、自殺のリスクを抱えている高齢者等の早期発見・対応、見守りがはかれる。	業務係	○							
5	地域包括支援センター	あんしんネットワーク推進事業(高齢者虐待部会)	高齢者虐待の予防、早期発見、早期対応に関する事業	高齢者虐待に関する相談窓口として、介護関係者等から相談があった際に家庭訪問等により、実態把握を行い、コアメンバー会議を開催し、虐待かどうかの判断を行う。実態把握により自殺のリスクに関して把握でき、問題の早期発見・対応につなげられる。	業務係	○							
6	地域包括支援センター	あんしんネットワーク推進事業(SOSネットワーク)	認知症等により徘徊する恐れのある方を事前登録し、行方不明発生時の早期発見、その後の支援を関係機関と連携し取り組みを進める。	認知症等により徘徊する恐れのある方を事前登録し、警察と情報共有することで、行方不明発生時の早期発見、早期対応につながる。その後の本人・家族に対する支援を関係機関と連携し、進めることで、自殺等のリスクを抱えている可能性の有無についても把握できる。	業務係	○							

No.	課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
						ネット ワーク 強 化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 活 支 援	児 童 生 徒 の SOS	高 齢 者	勤 務 経 営	生 活 困 窮 者
(2)特定の問題に対する連携													
7	保健福祉課	要保護児童対策に関すること	要保護児童対策協議会の開催など	虐待への対応を糸口に、当人や家族等、援護者を支援していくことで、背後にある様々な問題などを察知し、適切な支援先へとつなぐ接点(生きることへの包括的支援への接点)にもなり得る。	児童福祉係	○							
8	保健福祉課	養育者支援保健・医療連携システム	養育支援が必要な家庭の支援が早期に切れ目なく行われることを目的に、地域と医療の連携システムが北海道で構築されている。	育児不安や支援者不足等で、継続的に支援や見守りが必要な方について、関係機関が連携して課題に対応、丁寧に関わることで孤立を防ぐ。	健康推進係	○							
9	保健福祉課	妊婦一般健康診査 産婦健康診査	妊娠期14回、産後1か月間に2回分の受診票を発行。受診後、医療機関からの受診票の返送により健診結果を把握し、必要時支援を開始する。	適切な時期に医療機関を受診することで、異常が早期に対処され、またメンタルヘルスの不調を抱える妊産婦に対する支援を行い、医療機関や産後ケア等につなぎ、関係機関と連携して支援する。	健康推進係	○							

2. 自殺対策を支える人材の育成 (1)自治体職員を対象とする研修 (2)一般住民を対象とする研修

(1)自治体職員を対象とする研修

No.	課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	① ネット ワーク 強 化	② 人 材 育 成	③ 啓 発 と 周 知	④ 生 活 支 援	⑤ 児 童 生 徒 の SOS	⑥ 高 齢 者	⑦ 勤 務 経 営	⑧ 生 活 困 窮 者
10	総務課	メンタルヘルス研修 (職員研修)	講師を招いて研修会を開催または関係機関の研修に職員を派遣	効果的な研修機会の提供で、自らのこころの健康づくりの推進や、部下のストレス等による心身の変化にいち早く気づき重大事案となる前の解決を図る。	職員係		○					○	
11	総務課	コーチング研修(職員研修)	コミュニケーション能力向上のための講師を招いての研修	コミュニケーション能力を高めることで、対町民、対職員間のやり取りの中で危険因子を察知し未然防止を図ることができる可能性がある。	職員係		○						
12	税務課	税賦課徴収及び滞納整理事務に関する研修	・職員の資質向上のための各種研修会等への参加	職員が各種研修等に参加することで、相談者の問題に早期に気づき、支援へとつなぐ等の対応が取れるようになる。	税務係 納税係		○						
13	総務課 保健福祉課	ゲートキーパー研修	職員に対し、ゲートキーパーの役割を理解してもらう。	自殺の現状やうつ病に対する知識を伝え、傾聴と相談先へのつなぎ方の学習を行うことで身近な相談者を増やす。	職員係 健康推進係		○					○	
14	やすらぎ園	職員人材確保(自殺対策)研修事業	介護等施設に勤務する職員の技術向上を図ることにより、介護等サービスの維持及び向上を目指す。	入所者並びにその家族の中には、様々な問題を抱え、自殺リスクの高い人がいる可能性がある。職員に自殺対策の研修を受講してもらい、自殺対策の視点も加えて持ってもらうことで、適切な機関へつなぐ等の対応の強化につながる可能性がある。介護等は職員にかかる負担も大きいいため、自殺対策研修の中で、抱え込みがちな問題や困った時の相談先、ストレスへの対処法に関する情報をあわせて提供することで、職員への支援の充実に向けた施策になる。	やすらぎ園		○						

(2)一般住民を対象とする研修

No.	課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	① ネット ワーク 強 化	② 人 材 育 成	③ 啓 発 と 周 知	④ 生 活 支 援	⑤ 児 童 生 徒 の SOS	⑥ 高 齢 者	⑦ 勤 務 経 営	⑧ 生 活 困 窮 者
15	保健福祉課	ゲートキーパー研修	民生児童委員、保健推進委員その他町民の団体に対し、ゲートキーパーの役割を理解してもらう。	自殺の現状やうつ病に対する知識を伝え、傾聴と相談先へのつなぎ方の学習を行うことで身近な相談者を増やす。	健康推進係		○					○	
16	地域包括 支援センター	認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり、心中が生じたりする危険もある。サポーターがそうしたリスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。	業務係		○						

3. 住民への啓発と周知 (1)こころの健康づくり・生きる支援についての普及・啓発 (2)住民向け講演会イベント等の開催

(1)こころの健康づくり・生きる支援についての普及・啓発						① ネット ワーク 強化	② 人 材 育 成	③ 啓発と 周 知	④ 生きる 支 援	⑤ 児 童 生徒の SOS	⑥ 高 齢 者	⑦ 勤 務 経 営	⑧ 生 活 困 窮 者
No.	課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係								
17	総務課	交通安全教室	幼年者、学齢者、高齢者という階層ごとに講話やビデオ、実際の路上での指導等の内容で開催	幼児や児童生徒、高齢者を対象に交通安全教室を実施することにより、人生の各ステージにおいて命の大切さについて理解の促進をはかる。	交通防災係(標茶町交通安全運動推進協議会)			○					
18	やすらぎ園	いきるための支援資料の展示	関係する支援の資料を施設内に展示	来所者が手に取る機会を増やすため、相談先一覧のリーフレットを玄関等に掲示する。また、手に取りやすい表示を検討する。	庶務係			○					
19	図書館	図書展示	テーマ別図書コーナーの設置	「いじめ」「自殺」「介護」など自殺の原因となりかねない題材での関連図書のコーナーを設け、自殺防止の啓発をすすめる。	図書館奉仕係			○					
20	図書館	パスファインダーの作成	テーマ別パスファインダーの作成	「いじめ」「自殺」「介護」などの関連図書についてのパスファインダーを作成し、悩み解決の手助け、また相談先の情報提供につなげる。	図書館奉仕係			○					
21	社会教育課 図書館	子育てメソッド	・乳児健診時の絵本読み聞かせ ・赤ちゃん絵本と資料の配布	乳幼児からの絵本読み聞かせ、語りかけを通して、関係機関とともに育児の相談、支援につなげる。	社会教育課 社会教育係 図書館奉仕係			○					

(2)住民向け講演会イベント等の開催						① ネット ワーク 強化	② 人 材 育 成	③ 啓発と 周 知	④ 生きる 支 援	⑤ 児 童 生徒の SOS	⑥ 高 齢 者	⑦ 勤 務 経 営	⑧ 生 活 困 窮 者
No.	課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係								
22	保健福祉課	健康まつり	各コーナーで、測定など気軽に健康チェックすることで町民が自分の健康について考える機会とする。	測定や体験コーナーをとおして自分自身の体調を把握し、食生活等に関する知識を得ることで心身の健康に留意できる。また、精神保健をテーマにしたコーナーや健康相談を実施し、リーフレット等を配布する。	健康推進係			○	○				
23	保健福祉課	保健推進委員会	全体活動、地区活動	地域で活動をするなかで、支援を必要とする人がいたときには必要な相談先につなぐ。ゲートキーパー研修を受講し、身近な人の悩みを傾聴し、必要時関係機関につなぐことができる。	健康推進係			○					
24	保健福祉課	食生活改善協議会事業	親子料理教室や生涯骨太クッキング等、各地域で調理実習や講話を実施	食生活に問題や悩みを抱えていることで、日常生活に支障をきたし、自殺のリスクが高まる。食に関する知識を普及することで、問題の早期対応につなげることができる。	健康推進係			○					
25	社会教育課	幼少年教育支援事業 「子どもの夢を育てるまつり」	(実行委員会主催) 駒が丘公園一帯を会場として各関係団体が連携し、幼児から小中学生向けのイベント	イベントをとおし他者との交流から自己肯定感を高め生きる力を育む、また、子育てを地域社会全体で支援する意識を普及する。	社会教育係			○					
26	社会教育課	少年の主張大会	児童、生徒の日頃の体験又は考えを主張してもらい、健全な育成に役立てる。	児童生徒が互いの体験や考えを発表し聞くことで、自己肯定感や自他とも認めあえる経験ができ生きる力を育む。	社会教育係			○					

(2)住民向け講演会イベント等の開催

No.	課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	① ネット ワーク 強 化	② 人 材 育 成	③ 啓 発 と 周 知	④ 生 活 支 援	⑤ 児 童 生 徒 の SOS	⑥ 高 齢 者	⑦ 勤 務 経 営	⑧ 生 活 困 窮 者
27	社会教育課	地域教育力推進事業 「地域子ども教室」	学童保育通所者、児童館来館者を対象とした、更正保護女性会、学童保育所指導者、児童館指導者、生涯学習アドバイザーとの交流	子どもの身近な居場所である学童保育や児童館、青少年関係団体による教室活動を通して、子どもの自己肯定感やコミュニケーション能力を高めることにより、自他ともに認めあえる経験をする中で生きる力を育む。地域ぐるみの子育て環境づくりを推進する。	社会教育係			○					
28	社会教育課	成人式式典	新成人を祝う式典を開催。式典前には、町内の文化芸術団体によるアトラクションを開催	式典に参加することで、成人として社会的責任を自覚した行動をとるきっかけとなる場として、また、成人となったことを広く町民が祝い励ます場として運営することで、新しい役割を担う新成人の生きる力を育む。	社会教育係			○					
29	社会教育課	文化活動支援事業 「文化バスの運行」	近隣市町村で開催される文化芸術事業の鑑賞機会を提供する。	町民の生活意識や価値観の多様化にあわせ、ゆとりや心の豊かさ、「笑い・感動・喜び」をもたらす講演会等の開催支援や、文化芸術鑑賞の機会を提供することで、人との交流をはかり心豊かで生きがいを持てる生活に資する。	社会教育係			○					
30	社会教育課	文化活動支援事業 「標茶町文化講演会支援事業」	標茶町文化講演会実行委員会に運営支援を行い、芸術文化活動の促進をはかる。	町民の生活意識や価値観の多様化にあわせ、ゆとりや心の豊かさ、「笑い・感動・喜び」をもたらす講演会等の開催支援や、文化芸術鑑賞の機会を提供することで、人との交流をはかり心豊かで生きがいを持てる生活に資する。	社会教育係			○					
31	社会教育課	町民憲章推進書道展	「標茶町町民憲章」の普及、推進を目的に開催する。	標茶町町民憲章を普及することで、その理念に基づいた活動を促進し、個々の生きる力を育む。	社会教育係			○					
32	社会教育課	社会体育推進事業 「着衣による水泳教室」	自ら体験することで、着衣による動きづらさや身近な物が浮輪となることを学ぶ	生涯学習事業を通して自己肯定感やコミュニケーション能力を高めることにより、自他ともに認めあえる経験をする中で生きる力を育む。	保健体育係			○					
33	社会教育課	小学生水泳教室	水に親しむ機会の提供基礎泳法の習得	生涯学習事業を通して自己肯定感やコミュニケーション能力を高めることにより、自他ともに認めあえる経験をする中で生きる力を育む。	保健体育係			○					
34	社会教育課	水中運動&ウォーキング教室	水の特性を生かした健康づくりの推進	生涯学習事業を通して自己肯定感やコミュニケーション能力を高めることにより、自他ともに認めあえる経験をする中で生きる力を育む。	保健体育係			○					
35	社会教育課	水泳ワンポイントレッスン	水に親しむ機会の提供基礎泳法の習得	生涯学習事業を通して自己肯定感やコミュニケーション能力を高めることにより、自他ともに認めあえる経験をする中で生きる力を育む。	保健体育係			○					
36	社会教育課	障害者スポーツ教室	障害者のスポーツ活動の日常化を促す	生涯学習事業を通して自己肯定感やコミュニケーション能力を高めることにより、自他ともに認めあえる経験をする中で生きる力を育む。	保健体育係			○					
37	社会教育課	標茶町駅伝競走大会	7区間を継走する 小学生～一般男女の部、町外の部	生涯学習事業を通して自己肯定感やコミュニケーション能力を高めることにより、自他ともに認めあえる経験をする中で生きる力を育む。	保健体育係			○					
38	社会教育課	町民スケート大会	標茶町内の幼児から一般までを対象とし、厳しい冬の寒さをスポーツで克服と地域住民の親睦と交流を図る	生涯学習事業を通して自己肯定感やコミュニケーション能力を高めることにより、自他ともに認めあえる経験をする中で生きる力を育む。	保健体育係			○					
39	社会教育課	標茶町アイスホッケー大会	冬期間の運動不足を解消する機会として、運動の日常化を図る。	生涯学習事業を通して自己肯定感やコミュニケーション能力を高めることにより、自他ともに認めあえる経験をする中で生きる力を育む。	保健体育係			○					
40	社会教育課	ミニテニス大会	手軽にできるミニテニスの普及促進	生涯学習事業を通して自己肯定感やコミュニケーション能力を高めることにより、自他ともに認めあえる経験をする中で生きる力を育む。	保健体育係			○					
41	社会教育課	標茶町スポーツ表彰	スポーツ活動において優秀な成績を収めた個人及び団体とそれら選手の指導者、又はスポーツの発展・普及に功績をあげた方を対象に表彰を行う	生涯学習事業を通して自己肯定感やコミュニケーション能力を高めることにより、自他ともに認めあえる経験をする中で生きる力を育む。	保健体育係			○					
42	社会教育課	さわやかランニング教室	合宿中の実業団や大学選手の協力を得て、一流の選手たちから正しい知識と技術の習得を図る	生涯学習事業を通して自己肯定感やコミュニケーション能力を高めることにより、自他ともに認めあえる経験をする中で生きる力を育む。	保健体育係			○					

4. 生きることへの促進要因への支援 (1)居場所づくり (2)相談体制の充実 (3)各種団体と連携した支援 (4)自殺未遂者への支援、遺された人への支援

No.	課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
						ネット ワーク 強化	人 材 育 成	啓発と 周 知	生きる 支 援	児 童 生徒の SOS	高 齢 者	勤 務 経 営	生 活 困 窮 者
(1)居場所づくり													
43	保健福祉課	保育所業務に関すること	常設保育園、へき地保育所などによる保育・育児相談の実施など	入所申請や入所相談に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。保育士などの情報の中で、保護者の悩みや自殺リスクを早期に発見し他機関へとつなぐ等、保育士などが気づき役やつなぎ役としての役割を担える可能性がある。	児童福祉係				○				
44	保健福祉課	学童保育所に関すること	各地区学童保育運営委員会との運営委託	入所申請や懇談会など、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。	児童福祉係				○				
45	保健福祉課	障がい者地域活動支援センター運営事業	障がい者等が自立した日常生活を営むことができるよう、創作活動又は生産活動の機会を提供し、社会参加の促進を図る。	障がいを抱えて生活している方は、生活上様々な困難に直面する中で自殺リスクが高まる場合も想定され、その中で障害者等の日中の居場所を提供し職員の見守りや変化の察知が可能となることが期待される。	社会福祉係				○				
46	保健福祉課	精神障がい者社会復帰施設等通所交通費の助成	在宅精神障がい者の社会復帰の通所に係る交通費を助成することにより、在宅福祉の向上を図る。	在宅精神障がい者が社会復帰施設等に通所することを促進することにより、事業所スタッフからの支援や相談を通じて当人や家族の負担軽減を図ることのほか、生きがいづくりにもつながる可能性があり、自殺リスクの軽減に寄与することができる。	社会福祉係				○				
47	保健福祉課	地域生活支援事業	ショートステイを活用し、障がい者(児)の状態を把握するとともに、介護者の負担軽減を図る。	ショートステイの機会を活用し、障がい者(児)の状態把握を行うことで、虐待等の危険を早期に発見するための機会になり得ると同時に、自殺リスクへの早期対応につながり得る。また、介護の負担を軽減するという意味で、支援者への支援としても位置付け得る。	社会福祉係				○				
48	子育て支援センター	子育て支援事業(子育てサロン、わんぱく、あそびのひろば)	子育て親子の交流の場の提供の他、子育て等に関する相談・援助、情報の提供	親子が他者と出会い交流する中で、支え合える関係を作り、孤立した子育て環境を防ぐことや子育て相談で育児不安の軽減を図り予防につなげる。	子育て支援係				○				
49	地域包括支援センター	介護者のつどい	介護者の日ごろの悩みの解消や、リフレッシュ、情報交換の場を開設する(月1回)。	介護者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる機会を設けることで、介護者相互の支えあいを推進し、介護負担の軽減をはかり、自殺や殺人や心中等の予防につながる。	地域包括支援センター業務係				○		○		
50	児童館	児童館運営事業	児童・生徒が交流を通して、人間関係の形成や社会性の発達を育む	児童厚生員が、遊びや会話の中から子どもの変化に早期に気づき、関係機関につなぐことで、問題の早期発見・早期対応となり得る。	児童館				○				
51	社会教育課	幼少年事業「しべちやアドベンチャースクール」	体験学習を通じた健全育成事業	体験と交流を通じて、コミュニケーション能力や自立心の向上をはかることで、豊かな人間性と自他ともに認めあえる生きる力を育む。	社会教育係				○				
52	社会教育課	幼少年事業「あさかつ事業」	学校、家庭、地域が一体となり、子供たちの望ましい生活習慣に向けた学習や運動、体験活動を実施する。	多様な学びや活動の体験から、自己肯定感やコミュニケーション能力を高め生きる力を育む。地域ぐるみの子育て環境づくりを推進する。	業務係				○				

(1)居場所づくり

No.	課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	① ネット ワーク 強 化	② 人 材 育 成	③ 啓 発 と 周 知	④ 生 活 支 援	⑤ 児 童 生 徒 の SOS	⑥ 高 齢 者	⑦ 勤 務 経 営	⑧ 生 活 困 窮 者
53	社会教育課	青年活動支援事業 「成人式前夜祭実行委員会」	新成人が実行委員会を組織し、会場準備から当日の運営まで、全てを自分たちで行う。青年活動の新たな形として評価している。	新たな役割を担う青年活動を支援し、交流活動を促進することで生きる力を育む。	社会教育係				○				
54	社会教育課	体育施設開放事業 「学校体育施設開放事業」	地域サークルの健康・体力づくりの拠点として、学校の協力により実施する	多くの住民が気軽にスポーツや軽運動に親しみ実践できる環境づくりを行うことで、生涯学習の推進と社会参加を促進する。	保健体育係				○				
55	社会教育課	体育施設開放事業 「一般体育施設の開放」	スポーツ施設の管理運営にあたり利用者の様々なニーズに応えられるようサービスの向上に努める	多くの住民が気軽にスポーツや軽運動に親しみ実践できる環境づくりを行うことで、生涯学習の推進と社会参加を促進する。	保健体育係				○				
56	社会教育課	健康づくり運動指導	転倒骨折予防及び肉体改造教室OB会への指導を支援する	健康の維持や介護予防のための体操やレクリエーション等を通して参加者同士の仲間づくりを支援することで、居場所づくりに資する。	保健体育係				○				
57	公民館	文化関係事業	・町民ふれあい農園権兵衛村での家庭菜園づくり ・文化祭の開催 ・写真展の開催	文化活動の中で、家庭のさまざまな問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなぐなどの対応や相談先の情報提供ができる。	公民館				○				
58	公民館	各種団体支援	標茶町文化団体連絡協議会 標茶文化協会 老人クラブ等団体の活動支援 等	団体活動支援の中で、家庭のかかえている問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなぐなどの対応や相談先の情報提供ができる。	公民館				○				
59	公民館	公民館たより発行	地域情報の発信 月1回	公民館講座や地域活動、町のイベント等の情報を発信することにより、交流の場や生活支援等の周知もでき、悩み解決につながる可能性がある。	公民館				○				
60	公民館	公民館講座	文化活動及びスポーツ活動の推進	子供から高齢者まで幅広く設定しており、健康面の相談や趣味等を持つ機会の提供により、人とのふれあいと居場所づくりの場となる。	公民館				○				
61	図書館	絵本の読み聞かせ、人形劇等	・絵本の読み聞かせ ・児童対象の集会行事の開催	本を介在とした親子のふれあいを通し、子育てや生きることの楽しさを伝える。	図書館 奉仕係				○				

(2)相談体制の充実

No.	課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	① ネット ワーク 強 化	② 人 材 育 成	③ 啓 発 と 周 知	④ 生 活 支 援	⑤ 児 童 生 徒 の SOS	⑥ 高 齢 者	⑦ 勤 務 経 営	⑧ 生 活 困 窮 者
62	企画財政課	人権に関する相談	人権擁護委員による特設人権相談所の設置	離婚相談などの家庭内問題やいじめ、隣近所のもめごとなどの相談を実施し、関係機関の紹介や相談内容に応じた連携支援を行うことで自殺リスクの軽減に寄与する。	地域振興係				○				
63	住民課	ごみ処理手数料の減免に関すること	生活保護世帯、町民税非課税世帯、母子家庭、満65歳以上の高齢者世帯または障害者世帯の町民税均等割のみの世帯に、6か月を経過することにごみ証紙を交付する。	手続きの際、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、ごみの分別等で困っていないかなど問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	環境衛生係				○		○		
64	住民課	国民年金事業	障がい年金相談 年金保険料免除相談	障がいや失業など深刻な悩みを抱える住民の相談窓口を通じ、自殺リスクの高い住民の早期発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。	年金保険係				○				
65	住民課	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等医療費の助成	保護者に対する相談対応を通じ、自殺リスクの高い保護者の早期発見と関係機関への紹介を行い、障がい児等を抱えた保護者に対する支援体制の強化を図る。	年金保険係				○				
66	住民課	国民健康保険に関すること	国民健康保険事業に関する事務。おもに国民健康保険加入喪失に関する手続きを行う。	手続きの際、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、失業など課題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	年金保険係				○				
67	住民課	子ども医療費助成に関すること	高校生以下の子どもの医療費の自己負担分の助成を行う。	医療費の自己負担分の助成をすることにより子育てする親の負担や不安を緩和する。手続きの際、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得、把握した内容により相談窓口を紹介する。	年金保険係				○				
68	保健福祉課	民生児童委員協議会運営補助金及びその事務	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等を実施する。	身近な相談役として住民の様々な悩みの相談を受けることができることから、地域の最初の窓口として機能し得る。	社会福祉係				○				
69	保健福祉課	タクシー料金の助成	視覚、下肢等に障がいを有している重度心身障がい者を対象に、タクシー料金の一部を助成することにより、在宅福祉の向上を図る。	自宅に閉じこもりがちである重度心身障害者の外出機会が増進され、自殺リスクの軽減に寄与することができる。	社会福祉係				○				
70	保健福祉課	除雪援助(福祉除雪)	自力で除雪することが困難な高齢者世帯等に除雪の援助を行うことにより、生活の安定と福祉の向上を目的とする。	体調の変化や心理面の不調など、除雪を行うタイミングで何らかのリスクに気づくことができる可能性があり、対象者の早期発見と支援になることが期待される。	社会福祉係				○		○		
71	保健福祉課	障がい者相談支援事業	障がい者等の様々な相談に応じ、必要な情報提供や助言を行う。	障がいを抱えて生活している方は、生活上様々な困難に直面する中で自殺リスクが高まる場合も想定され、専門相談員によるアドバイスによって適切な支援先に繋ぐなどが期待される。	社会福祉係				○				
72	保健福祉課	身体・知的障がい者相談員	行政より委託した障がい者相談員による相談業務	障がいを抱えて生活している方は、生活上様々な困難に直面する中で自殺リスクが高まる場合も想定され、相談員によるアドバイスによって適切な支援先に繋ぐなどが期待される。	社会福祉係				○				

(2)相談体制の充実

No.	課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	① ネット ワーク 強 化	② 人 材 育 成	③ 啓 発 と 周 知	④ 生 活 支 援	⑤ 児 童 生 徒 の SOS	⑥ 高 齢 者	⑦ 勤 務 経 営	⑧ 生 活 困 窮 者
73	保健福祉課	(障がい)介護給付費	居宅介護・短期入所・療養介護・生活介護・施設入所支援 等	介護は当人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人につながる危険性がある。支援や相談を通じて当人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減に寄与することができる。	社会福祉係				○				
74	保健福祉課	訓練等給付費	共同生活援助・就労継続(A型・B型)・就労定着支援 等	介護は当人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人につながる危険性がある。就労や共同生活などの支援や相談を通じて当人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減に寄与することができる。	社会福祉係				○				
75	保健福祉課	巡回児童相談に関すること	巡回児童相談の実施・調整 等	相談に際して、関係機関から自殺のリスクを未然に知ることができ、また、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	児童福祉係				○				
76	子ども発達支援センター	子ども発達支援事業	発達の遅れ、又は障がいのある児童とその家族に対して、療育指導及び相談支援を行う。	子どもの発達に必要な支援内容を検討、提供する他、保護者の気持ちを傾聴することで不安への気づきや育児負担の軽減を図りリスクの軽減につなげる。	子ども支援係				○				
77	公民館	住民相談	地域住民の相談対応	地域住民の生活やサークル活動、墓地利用等についての悩み相談により、相談先を的確に把握し役場の関係機関の支援につなげる。	公民館				○				
78	保健福祉課	みるくつく券助成に関すること	みるくつく券の支給	手続きの際、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	児童福祉係				○				
79	保健福祉課	子育て応援給付金に関すること	子育て応援給付金の支給	手続きの際、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	児童福祉係				○				
80	保健福祉課	妊婦相談	妊娠届受理・母子健康手帳の交付 妊婦健康診査受診票の発行	妊婦が安全な妊娠期を送り、出産の準備ができるよう保健指導を行う。本人、家族との面接やアンケートから支援が必要な妊産婦に対して家庭訪問等を行い、妊娠期・育児期の悩みや不安を相談できる。	健康推進係				○				
81	保健福祉課	新生児訪問・産婦訪問	おおむね1か月以内の新生児の発達の確認と、産婦の健康確認と育児保健指導のために家庭訪問を行う。	産婦と新生児に家庭訪問を行い、産褥期、育児の悩みや不安などを相談することができる。マタニティブルーや産後うつの可能性のある産婦を早期に発見し、必要に応じて関係機関と連携して支援する。	健康推進係				○				
82	保健福祉課	パパママ教室	年3回助産師、保健師、管理栄養士による保健指導と栄養の講話	安全な妊娠期をたどるために必要なことがわかり、出産のための準備や心構えができる。また、同じ週数にある妊婦同志が交流することで、悩みや不安を話し合うことができる。	健康推進係				○				
83	保健福祉課	産前産後サポート事業 (アウトリーチ型)	助産院マタニティアイに委託し、24時間対応で電話・メール相談を受ける。妊娠、出産、子育てについて、いつでも気軽に相談ができる体制	相談窓口の多様化により、悩みを相談する先を対象者が選べることで、孤立状態や不安の軽減につながる。また、継続して支援が必要な場合は、関係機関と連携できる体制をとっている。	健康推進係				○				
84	保健福祉課	産前産後サポート事業 (デイサービス集団型)	妊婦および産婦を対象に母親同士の仲間づくりを目的として、交流の機会を年3回実施する。	当事者同士のつながりをもつことで、孤立状態や不安の軽減を図る。事業に保育士、保健師が入ることで、個別に支援の必要な方の早期発見と対応に努める。	健康推進係				○				

(2)相談体制の充実

No.	課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	① ネット ワーク 強 化	② 人 材 育 成	③ 啓 発 と 周 知	④ 生 活 支 援	⑤ 児 童 生 徒 の SOS	⑥ 高 齢 者	⑦ 勤 務 経 営	⑧ 生 活 困 窮 者
85	保健福祉課	産後ケア事業	産後の母体の回復や心理的安定を促すために、母子を対象にケア(育児相談、母の休息、授乳ケア、食事の提供等)を提供する。	育児不安や支援者不足等で、疲れのある母親に対して、育児指導や休息時間の確保など直接的なケアを行うことで生きることの阻害要因を減らす。	健康推進係				○				
86	保健福祉課	乳幼児健診(4・7・12か月児、1.6歳児、3歳児健診)	乳幼児の成長発達を評価し、疾病の早期発見、養育者の育児困難や不安感を把握し、必要な支援につなげる。	全乳幼児とその養育者に会える機会であり、課題があれば必要な関係機関につなげるなど自殺リスクの軽減を図る。	健康推進係				○				
87	保健福祉課	離乳食学習会	離乳食が始まる前の3～5か月児を対象に、離乳食の進め方について講話・調理実習を行う。	乳幼児の食事に関する不安や悩みは大きな負担にもなり得る。教室に参加することで、その不安や悩みを低減し、問題の早期発見、早期対応につなげることができる。	健康推進係				○				
88	保健福祉課	赤ちゃんふれあい体験事業	町内の中学生を対象に、実際に赤ちゃんと接しその子の母の体験談を聞くことで、命の大切さや子育てについて考える機会をもつ。	学校との連携事業により、お父さん、お母さんと赤ちゃんに協力してもらい、直接、妊娠出産、育児の話をお聞きすることで、命の大切さ、父性、母性について学ぶ。	健康推進係				○				
89	保健福祉課	総合住民健診(特定健診等各種がん検診、歯周病検診他)保健指導	健康診断の実施、保健指導が必要な方には個別で結果説明の実施	身体健康チェックを行い、今後心身ともに健康でいられるように指導・助言等を行う。健康問題からくる不安や悩みに対する相談を行い、必要な場合は関係機関につなぐ。	健康推進係				○				
90	保健福祉課	健康相談	毎週月曜日を健康相談としているが、電話や来所相談を随時実施	自殺リスクの高いものに対して、必要な助言や適切な支援先へつなぐ等の対応ができる。	健康推進係				○				
91	保健福祉課	健康教育	依頼者の希望やタイムリーな話題をテーマに健康づくりに関する学習会を実施する。	精神保健をテーマにした健康教育を実施することで、住民への知識の普及につながる。	健康推進係				○				
92	保健福祉課	家庭訪問	居宅を訪問し、生活状況を把握して相談に応じる。	対象の家庭に出向くことで、本人も家族も安心して相談ができ見守ることができる。また、生活面や健康面の不安の早期把握ができる。	健康推進係				○		○		
93	保健福祉課	マイナス5歳ヘルスアップ教室	生活習慣病の進行を予防し、動脈硬化に基づく疾病を防ぐために運動や栄養に関する知識を学習する。	生活習慣病が進行することで、自立した生活を送ることが困難になり、日常生活に支障をきたすことで自殺のリスクが高まる。生活習慣病を予防する知識を普及することで、問題の早期対応につなげることができる。	健康推進係				○				
94	保健福祉課	インフルエンザワクチン接種費用助成	1～18歳未満、18歳以上で高校在学中の者を対象にインフルエンザワクチン接種費用を一部または全額助成する	申請者の中には生活保護受給者等もあり、生活苦や日常生活上の困難を抱えている可能性がある。申請の際に面談することで、問題の早期発見・早期対応につながる可能性がある。	健康推進係				○				

(2)相談体制の充実

No.	課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	① ネット ワーク 強 化	② 人 材 育 成	③ 啓 発 と 周 知	④ 生 活 支 援	⑤ 児 童 生 徒 の SOS	⑥ 高 齢 者	⑦ 勤 務 経 営	⑧ 生 活 困 窮 者
95	保健福祉課	在宅療養支援事業(訪問看護交通費の助成)	訪問看護を受ける者に対し、訪問看護にかかる交通費の一部を助成する。	訪問看護を受ける在宅療養者及び家族は医療のみならず日常生活において問題を抱えている可能性がある。訪問看護ステーションとの連携により課題を共有し支援の充実を図る。	健康推進係				○				
96	町立病院	医療相談	入通院中の患者や家族の生活上の不安や悩み、利用できる医療や介護、社会保障制度について相談に応じる。	患者や家族などの相談や情報から、問題状況を把握し必要に応じて適切な支援先につなぐ等の対応や相談先の情報提供ができる。	医療相談係				○				
97	やすらぎ園	施設への入所相談	やすらぎ園への入園手続き中に困りごとがないか話をし、察知できるように機会を増やす。	入所等手続きの中で、当人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、その場での相談や必要な支援先につなげることができる。	業務係 生活相談係				○				
98	教育委員会 管理課	奨学金に関する事務	育英資金貸付金制度に関する事務	・奨学金希望者の学生及びその保護者等と申請の受付時等において、家庭の状況やその他の問題等について相談を受ける機会となり、関係機関につなげる役割を担うことができる。 ・奨学金希望者の学生や保護者等に相談先の一覧等のリーフレットを配布することで、支援先の情報提供を行うことができる。	総務係				○				
99	教育委員会 管理課	就学に関する事務 (特別支援教育)	特別に支援を要する児童生徒とその保護者に対し、関係機関と連携して対象児童生徒の障害の程度及び発達段階に応じたきめ細かな相談等を行う。	・特別な支援を要する児童生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定される。 ・個々の状況に応じた支援を関係機関と連携・共有することで、困難を軽減させることができる。 ・児童生徒のみならず保護者に対する相談等にも応じることにより、保護者自身の負担軽減にも繋がる。	学校教育係				○				
100	教育委員会 管理課	震災児童生徒就学援助事業	震災の理由により就学が困難な児童生徒に対し、学用品費や給食費等を援助する。	援助の提供時等で保護者と相対する機会があれば、保護者の抱えている問題や生活状況等を把握するとともに、問題の状況に応じて関係機関につなぐことができる。	学校教育係				○				

(3)各種団体と連携した支援						① ネット ワーク 強 化	② 人 材 育 成	③ 啓 発 と 周 知	④ 生 活 支 援	⑤ 児 童 生 徒 の SOS	⑥ 高 齢 者	⑦ 勤 務 経 営	⑧ 生 活 困 窮 者
No.	課 名	事 業 名	事 業 概 要	自 殺 対 策 の 視 点 を 加 え た 実 施 内 容	担 当 係								
101	保健福祉課	保護司会補助金	地域の保護司会の健全な運営を図るため、運営補助金を支給する。	保護観察対象者には様々な問題を抱えたケースが多く、自殺リスクを抱えている対象者ともいえる。犯罪の未然防止を保護観察活動を通してそのリスクを低減させる可能性がある。	社会福祉係				○				
102	保健福祉課	社会福祉協議会運営費補助金	地域福祉推進の中核となる社会福祉協議会に対し、その運営のための補助金を支給する。	地域福祉推進の中核となる社会福祉協議会が行う各種福祉活動の取組は、多くの地域住民の悩みや相談を受け得るものであり、対象者の早期発見と支援になることが期待される。	社会福祉係				○				
103	保健福祉課	障がい者虐待防止センター運営事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見ができる体制を構築することにより、関係機関と協力しながら虐待を未然に防ぐことを目的とする。	虐待への対応を糸口に、当人や家族等を支援していくことで、背後に存在する様々な問題を察知することができる可能性があり、適切な支援先へつながることが期待される。	社会福祉係				○				
104	観光商工課	消費者生活支援・消費者行政活性化事業	安全で豊かな消費生活を目指し活動している消費者協会に対し、運営費の一部助成を実施し、町民の消費生活向上を図る。	消費教育・啓発を行うことにより、安全で豊かな消費生活の向上が図られるものである。	商工労働係				○				

(4)自殺未遂者への支援、遺された人への支援						① ネット ワーク 強 化	② 人 材 育 成	③ 啓 発 と 周 知	④ 生 活 支 援	⑤ 児 童 生 徒 の SOS	⑥ 高 齢 者	⑦ 勤 務 経 営	⑧ 生 活 困 窮 者
No.	課 名	事 業 名	事 業 概 要	自 殺 対 策 の 視 点 を 加 え た 実 施 内 容	担 当 係								
105	保健福祉課	釧路地域うつ・自殺ネットワーク会議	釧路保健所管内の自殺予防対策に関係する行政、医療、消防、警察、労働、教育等に関する各機関及び関係団体等で構成。効果的な自殺予防の推進をはかる。	自殺予防対策に関係する各機関の役割や活動等について情報交換を行い、自殺に関する地域の実態や課題を共有することで、釧路管内の地域の自殺の実態を把握することができ、支援の方向性を考えることができる。	健康推進係				○				
106	保健福祉課	こころの健康相談	こころの悩みを抱えた本人や家族に対し、精神科医(月1回)や保健師(随時)が専門的相談を受ける。釧路保健所で実施している。	自殺念慮に追い込まれた方のさまざまな不安や生活上の悩みに対して、精神科医および保健師が適切なアドバイスや支援を行うことができる。	健康推進係				○				

5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 (1)SOSの出し方に関する教育の実施、(2)SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

(1)SOSの出し方に関する教育の実施						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
No.	課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	ネット ワーク 強化	人 材 育 成	啓発と 周 知	生きる 支 援	児 童 生徒の SOS	高 齢 者	勤 務 経 営	生 活 困 窮 者
107	教育委員会 指導室	いじめ根絶1学校1運動	いじめの未然防止の観点で、児童生徒が主体的に取り組む活動	いじめが原因で、不登校に陥ったりしないように一人一人が認め合い、支えあえるようにする学校づくりを児童生徒が主体となって進めていく。	指導室					○			
108	教育委員会 指導室	標茶町いじめ根絶こども会議	・町内の各小中学校における1学校1運動の取組を交流 ・テーマに沿った意見交流	いじめは自殺の要因となる大きな問題であるため、「標茶町がいじめのない町になるために自分たちでできること」について交流し、各学校・地区での取り組みにつなげられるようにする。	指導室					○			
109	教育委員会 指導室	人権教室	人権擁護委員による人権教室	小中学生に対して人権擁護委員による人権教室等を実施し、互いを認めあうこころの醸成を通して、いじめ防止の啓発をはかる。	指導室					○			
110	教育委員会 指導室	自殺予防教育プログラムの実施	小学校高学年～中学校における授業展開	「援助希求態度の育成」「早期の問題認識(心の健康)」「ストレス対処能力の育成」の3点について保健体育や特別活動等の時間を活用して学習する。	指導室					○			

(2)SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化						①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
No.	課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	ネット ワーク 強化	人 材 育 成	啓発と 周 知	生きる 支 援	児 童 生徒の SOS	高 齢 者	勤 務 経 営	生 活 困 窮 者
111	教育委員会 指導室	自殺予防に関する取組に対する職員研修	「児童生徒の自殺を予防するためのプログラム」等に基づく研修	教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となるようにする。	指導室					○			

<重点施策>

1. 高齢者 (1)包括的な支援のための連携の推進 (2)地域における要介護者に対する支援 (3)高齢者の健康不安に対する支援

No.	課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
						ネット ワーク 強化	人 材 育 成	啓発と 周 知	生きる 支 援	児 童 生徒の SOS	高齢者	勤 務 経 営	生 活 困窮者
(1)包括的な支援のための連携の推進													
112	地域包括支援センター	地域ケア会議推進事業	地域ケア会議(個別ケア会議の開催)	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、地域ケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭においた対応ができる。また、適切な支援先へとつなぐことで関係者間での連携強化がはかれる。	業務係						○		
113	地域包括支援センター	権利擁護の仕組みづくり	安心サポートセンター「まもる」(社会福祉協議会)が行う事業に対する補助、成年後見制度に関する相談	認知症や精神障がい、知的障がいにより判断能力が低下し、不安を抱える方の中には、自殺のリスクが高い方も含まれる場合があり、相談などを行う中で適切な支援へとつなぐための機会となり得る。	業務係						○		
114	地域包括支援センター	地域包括支援センターの運営	介護予防支援事業所(第1号)の運営	要支援認定者及び事業対象者のケアプランの作成、ケース支援の実施にあたり、本人及び家族との面談、相談を行い、その際に自殺対策のことも念頭において、問題の早期発見・対応につなげることができる。	業務係						○		
115	地域包括支援センター	地域包括ケアシステム事業	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けられるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築をはかる。	地域包括ケアシステムは、地域包括のケアと自殺対策との連動を進める上での中心的役割を担うと思われる。地域の問題を察知し、支援へとつなげる体制を整備するだけでなく、地域住民同士の支えあいや助け合いの力の醸成にもつながる。	業務係						○		

No.	課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
						ネット ワーク 強化	人 材 育 成	啓発と 周 知	生きる 支 援	児 童 生徒の SOS	高齢者	勤 務 経 営	生 活 困窮者
(2)地域における要介護者に対する支援													
116	保健福祉課	高齢者等住宅改修費の助成	重度の身体障害者の在宅生活上において支障となる個所を改修することにより、日常生活の向上を目的とする。	本人または介護する家族に対する費用の補助を行うことにより、在宅生活に不安を有する本人または家族介護者に対し、経済的不安によるリスクの低減に資する可能性がある。	社会福祉係				○		○		
117	保健福祉課	徘徊高齢者等位置情報検索システムの運営	徘徊高齢者等が位置情報検索システムの機器を身につけることにより、行方不明時に早期発見と迅速な対応の強化を目的とする。	行方不明等のリスクに対応し早期発見できる可能性があり、対象者の支援になることが期待される。	社会福祉係						○		
118	保健福祉課	要介護認定調査	要援助者、家族等への聞き取り	要介護認定における聞き取り調査を行い、日常生活を送る上での苦労や悩みを聞き取ることで、本人、家族の心理的な軽減を図る。	介護保険係						○		
119	保健福祉課	介護苦情相談窓口	介護サービス全般における苦情対応	介護サービス事業所やサービス内容についての苦情を受け付け、傾聴し、必要であれば事業所に対する指導を行い、利用者の心身の負担を軽減する。	介護保険係						○		
120	保健福祉課	介護相談窓口	介護に関する相談全般について取り扱う	自宅で介護をすることへの不安、自分自身の生活の不安のほか老老介護、介護疲れ等の相談対応により、本人や介護者の不安を取り除くよう取り組みを進める。	介護保険係						○		

(2)地域における要介護者に対する支援						① ネット ワーク 強 化	② 人 材 育 成	③ 啓 発 と 周 知	④ 生 活 支 援	⑤ 児 童 生 徒 の SOS	⑥ 高 齢 者	⑦ 勤 務 経 営	⑧ 生 活 困 窮 者
No.	課 名	事 業 名	事 業 概 要	自 殺 対 策 の 視 点 を 加 え た 実 施 内 容	担 当 係								
121	保健福祉課	老人施設入所措置	在宅で介護を受けることのできない高齢者を養護老人ホームに入所させることによって高齢者福祉の向上を目的とする。	加齢や経済面により不安のある在宅高齢者を養護老人ホームに入所させることにより、自殺リスクを低減させることができる。	社会福祉係						○		
122	保健福祉課	家族介護用品支給	在宅の寝たきり高齢者等を抱える家族等に対し、介護保険給付以外の介護用品に要する経費の一部を補助する。	介護する家族に対する費用の補助を行うことにより、介護不安を有する家族介護者に対し、経済的不安によるリスクの低減に資する可能性がある。	社会福祉係						○		
123	地域包括支援センター	総合相談業務(包括的支援事業)	地域包括支援センターにおいて初期段階からの相談支援	高齢者及び家族に対する介護保険等の各種相談対応を行うことで、高齢者及び家族の情報を最初にキャッチできる窓口となり得る。必要に応じ、訪問等を行い、高齢者等の生活と介護の状況を把握することで、自殺のリスクを抱えている可能性の有無についても把握できる。	業務係						○		
124	地域包括支援センター	認知症施策総合推進事業	認知症の方及び家族に対する適切な支援の実施、医療機関、介護サービス事業所等の連携・調整	認知症に関する相談対応から、本人・家族等を支援し、介護負担等の様々な問題を察知し、適切な支援先へとつなぐ接点(生きることへの包括的支援)にもなり得る。	業務係						○		
125	地域包括支援センター	家族介護慰労金	在宅において要介護4・5の方を介護している方に対し、日頃の介護に対する慰労として慰労金を支給(1年間18万円)	介護をしている家族にかかる精神的、経済的負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心が生じたりする危険もある。慰労金を支給することで、経済的支援が図られ、自殺等のリスクの早期発見と早期対応となりうる可能性がある。	業務係						○		

(3)高齢者の健康不安に対する支援						① ネット ワーク 強 化	② 人 材 育 成	③ 啓 発 と 周 知	④ 生 活 支 援	⑤ 児 童 生 徒 の SOS	⑥ 高 齢 者	⑦ 勤 務 経 営	⑧ 生 活 困 窮 者
No.	課 名	事 業 名	事 業 概 要	自 殺 対 策 の 視 点 を 加 え た 実 施 内 容	担 当 係								
126	保健福祉課	緊急通報システムの設置	単身で暮らす高齢者等の世帯に対し、緊急通報装置を設置することにより安心した生活を確保することを目的とする。	体調の変化や心理面の不調など、何らかのリスクに気づくことができる可能性があり、対象者の早期発見と支援になることが期待される。	社会福祉係						○		
127	保健福祉課	介護保険被保険者証の発行	65歳を迎えた方へ被保険者証及び介護のポケットハンドブックを送付する。	日常生活に不安を持ち始める年齢となるが、介護保険により社会全体で生活を支える制度があることを周知し、何かあれば相談ができることを理解していただく。	介護保険係						○		
128	地域包括支援センター	介護予防把握事業	65歳以上の高齢者への基本チェックリストの実施(介護認定者を除く)	介護が必要な状態にないかを把握し、把握した情報のなかで悩みなどがあれば必要な支援につなぐ。	健康推進係						○		
129	ふれあい交流センター	自立高齢者支援事業(75歳以上高齢者訪問)	75歳以上の単身高齢者及び夫婦世帯にヘルパーが訪問し、生活状況を把握する。	訪問時に生活状況等を聞き取りし、その中で悩みなどの問題点を発見し支援につなげることができる	総務係						○		

(4) 社会参加の強化と孤独孤立の予防

No.	課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	① ネット ワーク 強 化	② 人 材 育 成	③ 啓 発 と 周 知	④ 生 活 支 援	⑤ 児 童 生 徒 の SOS	⑥ 高 齢 者	⑦ 勤 務 経 営	⑧ 生 活 困 窮 者
130	保健福祉課	老人クラブ活動運営費補助金	本町における老人の自主的グループ活動の推進を支援するため、運営補助金を支給する。	体調の変化や心理面の不調など、メンバー同士で何らかのリスクに気づくことができる可能性があり、対象者の早期発見と支援になることが期待される。	社会福祉係						○		
131	保健福祉課	敬老会の助成	各地域において開催される敬老会に対し、開催費用の一部を助成する。	体調の変化や心理面の不調など、敬老会案内や敬老会実施のタイミングで何らかのリスクに気づくことができる可能性があり、対象者の早期発見と支援になることが期待される。	社会福祉係						○		
132	保健福祉課	高齢者事業団訪問开拓員設置補助金	高齢者に適した就労の機会が開拓され、その機会の増大を図るため補助金を支給する。	高齢者であっても就労することにより収入面での不安が解消される可能性があり、また、メンバー同士で何らかのリスクに気づくことができる可能性があり、対象者の早期発見と支援になることが期待される。	社会福祉係						○		
133	保健福祉課	閉じこもり予防事業「生きがいリハビリ教室ひまわり」	老化等の理由により閉じこもりになる恐れのある高齢者を対象に、月2回体操やレクリエーションを実施	閉じこもりはうつや自殺のリスクが高い。教室に参加することで、リスクを下げたり、問題の早期発見・早期対応につなげることができる。	健康推進係						○		
134	保健福祉課	転倒予防教室	運動機能低下がある、または予防を目的とする高齢者等を対象に、9～11月に12回の運動教室を実施	運動機能の低下は閉じこもりやうつにつながる可能性がある。教室に参加することで、リスクを下げたり、問題の早期発見・早期対応につなげることができる。	健康推進係						○		
135	保健福祉課	はつらつ料理教室	低栄養を予防するための知識を、調理すること、食べることを通じて、自立した生活が継続できるよう地域全体に広く支援していく。	食べる量の低下や一人暮らしによる食の偏りなど、食に問題があり、日常生活に困難を抱えている人もいると思われる。教室に参加することで、調理すること食べることを通じて食の支援に対応することができる。	健康推進係						○		
136	ふれあい交流センター	給食宅配事業	毎週1回管理栄養士の作成した献立に沿った食事の提供(火曜日または木曜日)と合わせ安否確認を実施している。	食事の摂取状況(食欲・食べ残し)や宅配時の様子から、問題点を発見し支援につなげていける可能性がある。	総務係						○		

2. 勤務経営 (1)職場におけるメンタルヘルス対策の推進 (2)経営者に対する相談事業の実施等

(1)職場におけるメンタルヘルス対策の推進						① ネット ワーク 強化	② 人 材 育 成	③ 啓発と 周 知	④ 生きる 支 援	⑤ 児 童 生徒の SOS	⑥ 高 齢 者	⑦ 勤 務 経 営	⑧ 生 活 困 窮 者
No.	課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係								
137	総務課	職員ストレスチェック業務	職員のストレスチェックの実施、高ストレス者へのカウンセリングや所属職場への指導	危険因子を察知し未然防止を図ることができる可能性がある。	職員係							○	
138	教育委員会 管理課	学校職員ストレスチェック事業	・労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。	・ストレスチェックの結果等を活用することで、教職員に対する支援の強化を図ることができる。	学校教育係							○	
(2)経営者・労働者に対する相談事業の実施等						① ネット ワーク 強化	② 人 材 育 成	③ 啓発と 周 知	④ 生きる 支 援	⑤ 児 童 生徒の SOS	⑥ 高 齢 者	⑦ 勤 務 経 営	⑧ 生 活 困 窮 者
No.	課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係								
139	観光商工課	中小企業振興融資貸付事業	中小企業の育成のため、低利による町特別融資制度を運用し、中小企業の経営安定を図る。	融資を行うことにより、中小企業の経営安定を図ることができるため、経営難による経営者の自殺対策となり得る。	商工労働係							○	
140	観光商工課	GOGOチャレンジショップ支援事業	空き店舗の活用による町内で創業される起業家への助成	いのちを支えるための相談事業やハイリスク者への支援を立ち上げようとするNPO団体など企業団体への支援を行う。また、新たに起業する場合についても、経営者になる人への生きがい対策となり、経営者への包括的な支援につながるものとなる。	商工労働係				○			○	
141	観光商工課	労働者生活安定資金貸付事業	労働者向けに低利な生活金融資産制度を運用し、労働者の生活の安定と福祉の向上を目指す。	相談時における困難な状況に陥った原因等を把握し支援につなげる対応が可能となる。	商工労働係							○	
142	観光商工課	特殊検診費助成	振動病の発症防止のため、特殊健康診断を実施する事業主に対し、検診料の一部を助成し、労働者の福祉向上を図る。	職業病の予防対策を施し、生活が困難な状況に陥らない為の対策が図られる。	商工労働係							○	
143	観光商工課	冬期雇用対策事業	季節労働者の冬期間及び春先の失業期間の雇用促進を目的に公共施設の維持管理の事業を実施	季節労働者の生活の安定を図り、生活が困難な状況に陥らない為の対策が図られる。	商工労働係							○	
144	観光商工課	求人情報提供事業	ハローワークから提供される町内を含む管内の求人情報を役場1階ロビーで公開する。	就労支援により、安定的な生活に繋がる。	商工労働係							○	
145	農業委員会	農地移動適正化あっせん事業	農業振興地域内の農用地等の所有権移転、使用及び収益を目的とする権利の設定・移転についてあっせんを行い、農業経営の規模拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化を図る。	農地の権利移転申し出理由の中には経済的困窮の可能性もあることから、問題を抱えている場合には適切な窓口につなげるなど、関係機関との情報の共有と連携により支援を行う。	振興係 農地係							○	

3. 生活困窮者 (1)相談支援 (2)生活支援の充実

(1)相談支援

No.	課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
						ネット ワーク 強 化	人 材 育 成	啓 発 と 周 知	生 活 支 援	児 童 生 徒 の SOS	高 齢 者	勤 務 経 営	生 活 困 窮 者
146	総務課	無料法律相談(全道一斉ずずらん法律相談)	弁護士による無料法律相談	借金、離婚、相続、遺言、不動産、消費者問題など相談者が抱えている問題について、弁護士による法律相談を受けることにより適切な支援につながる機会となり得る。	庶務係				○				○
147	税務課	税賦課徴収及び滞納整理事務	税についての相談および納税相談	税についてのさまざまな相談を行う住民の中には生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある人もいることから、そうした相談を支援のきっかけととらえ、適切な支援の窓口へつなぐ体制をつくる。	税務係 納税係								○
148	管理課	公営住宅(家賃の滞納)	公営住宅の使用料滞納の抑止と収納率の向上を図るため、定期的に連絡、通知を行う。	公営住宅の入居者や入居申込者は生活困窮や低収入など生活面で困難を抱えていることが少なくなく、家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高い。相談者から状況の聞き取りを行い、担当課との調整をすすめる。	管財係								○
149	保健福祉課	特別児童扶養手当に関する こと	特別児童扶養手当の相談など	相談、受付に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。 手当証書交付の際、自殺のリスクを抱えている可能性のある受給者との接触窓口として活用し得る。	児童福祉係								○
150	保健福祉課	介護保険料(滞納整理)	介護保険料未納者への対応	高齢者には年金受給額が少なく、生活に困窮している方も多。介護保険料は免除とはならないが、支払方法の相談を進め、経済的に不安がなくなるようすすめる。 あわせて、未納者へは介護サービス利用時に給付制限等がかかるが、確認書、履行確約書等により可能な限り給付制限がかからないよう協力を求めている。	介護保険係								○
151	保健福祉課	生活困窮者自立支援事業	生活相談支援センターへの相談	様々な理由により生活に困っている方に対し、経済的自立、日常生活自立、社会生活の自立をはかるため、生活相談支援センターにつなぎ状況に応じた支援を受けられるよう支援する。	社会福祉係								○
152	保健福祉課	生活保護に関する相談	生活困窮者に対する生活保護申請 や就労支援相談	相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなぐ。	社会福祉係								○
153	水道課	上下水道料金の賦課徴収事務	料金滞納者に対する料金徴収事務	問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対し、ほっとらいふ制度等の情報、相談先の提供ができる。	管理係								○

(2)生活支援の充実

No.	課名	事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた実施内容	担当係	① ネット ワーク 強化	② 人 材 育 成	③ 啓発と 周 知	④ 生きる 支 援	⑤ 児 童 生徒の SOS	⑥ 高齢者	⑦ 勤 務 経 営	⑧ 生 活 困窮者
154	保健福祉課	低所得者世帯の生活援助 (ほっとらいふ)	低所得者世帯に対し暖房費や水道代の費用の一部を助成し、生活の安定を図ることを目的とする。	低所得者世帯に対し暖房費や水道代の費用の一部を助成することにより、生活の安定を図ることが期待され、経済的不安によるリスクの低減に資する可能性がある。	社会福祉係								○
155	保健福祉課	身体障害者更生医療給付	身体障害者に更生医療を給付することにより、失われた機能の向上・回復を目的とする。	身体障害者に対し医療費の助成を行うことにより、生活の安定を図ることが期待され、経済的不安によるリスクの低減に資する可能性がある。	社会福祉係								○
156	保健福祉課	身体障害者補装具給付	身体機能の失われた部分を補う福祉用具を給付、または修理することにより、自立した生活を図ることを目的とする。	身体障害者に対し身体機能を補う補装具を給付することにより、自立した生活を送ることが達成され、生活の不安などの悩みが軽減されることが期待される。	社会福祉係								○
157	保健福祉課	在宅重度心身障害者日常生活用具給付	身体障害者が日常生活の利便を図るために必要な福祉用具を給付することにより、在宅福祉の向上を図ることを目的とする。	身体障害者に対し日常生活の利便が向上するための福祉用具をを給付することにより、自立した生活を送ることが達成され、生活の不安などの悩みが軽減されることが期待される。	社会福祉係								○
158	保健福祉課	難病患者通院交通費の助成	特定疾患の患者に対し、通院交通費を助成することにより、対象者の経済的負担と早期治療の促進が図られる。	特定疾患患者に対し通院費の助成を行うことにより、生活の安定を図ることが期待され、経済的不安によるリスクの低減に資する可能性がある。	社会福祉係								○
159	保健福祉課	インフルエンザ・高齢者肺炎球菌予防接種関連事務	本人または家族等から申し込みを受け、予防接種を実施。町民税非課税世帯、生活保護世帯への助成を行う。	乳幼児・児童生徒・高齢者のインフルエンザワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチンの費用を助成することにより、罹患による重症化を防ぎ健康増進をはかる。町民税非課税世帯、生活保護世帯には無料で接種できるよう支援することで接種機会の拡大をはかり、経済的不安によるリスクの低減に資する。本人や家族から申し込みを受ける際に面談する機会となり早期発見早期対応のきっかけとなる可能性がある。	健康推進係					○			○
160	教育委員会 管理課	就学援助と特別支援教育就学奨励費補助に関する事務	・経済的理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対し、給食費や学用品費等を補助する。 ・特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行う。	・就学に際して経済的困難を抱える児童生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性がある。 ・学校からの制度の周知文書や申請書の配布を行う際に、相談先の一覧等のリーフレットを配布することで情報提供の機会にもなる。	学校教育係								○

参考資料

1. 自殺対策基本法（平成一八年法律第八五号）

目次

- 第一章 総則（第一条 — 第一一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条 — 第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条 — 第二十二條）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条 — 第二十五条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えつつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の

危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等

への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

2. いのちを支える標茶町自殺対策連携会議設置要綱

(目的)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第8条の規定による自殺総合対策大綱に基づき、標茶町において生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺の防止を図り、誰も自殺に追い込まれることなく、生きることに前向きになれる地域を実現する施策を推進するために、いのちを支える標茶町自殺対策連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 自殺対策関連事業に係る連携と施策推進に関すること。
- (2) 自殺対策計画の進捗管理に関すること。
- (3) その他目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連携会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務課長をもって充てる。
- 4 委員は、企画財政課長、税務課長、管理課長、住民課長、地域包括支援センター施設長、子育て支援センター所長、農林課長、観光商工課長、水道課長、町立病院事務長、やすらぎ園長、教育委員会管理課長、指導室長、社会教育課長、農業委員会事務局長をもって充てる。

(会議)

第4条 連携会議の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(事務の連携)

第5条 連携会議は、所掌事務を円滑に推進するために、標茶町の所管する所管事務と関連する会議等との連携を図ることができる。

(庶務)

第6条 連携会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必用な事項は、委員長が連携会議に諮って別に定める。

3. 策定の経過

- 平成30年1月11日 自殺対策計画策定説明会（釧路市経済センタービル）
- 6月6日 トップセミナー（帯広市）
- 6月26日 いのちを支える標茶町自殺対策連携会議設置要綱起案
- 7月4日 要綱制定
- 8月27日 第1回いのちを支える標茶町自殺対策連携会議
- 8月31日 「生きる支援関連施策」作成の依頼
- 10月30日 「生きる支援関連施策」取りまとめ
- 10月31日 第1回福祉施策検討委員会
- 平成31年2月26日 第2回いのちを支える標茶町自殺対策連携会議
- 3月27日 第2回福祉施策検討委員会



いのちを支える標茶町自殺対策計画

2019年3月

発行 標茶町

編集 標茶町保健福祉課

〒088-2311

川上郡標茶町開運4丁目2番地

TEL 015-485-1000

FAX 015-485-2177